

平成30年度

部（局）方針書・課（局）方針書

最終レビュー

大泉町

■ 目 次 ■

○総 務 部	1
○企 画 部	8
○財 務 部	16
○健康福祉部	25
○住民経済部	34
○都市建設部	43
○会 計 課	55
○議会事務局	56
○監査委員事務局	57
○農業委員会事務局	58
○教 育 部	59

※元号の表記については、平成31年度以降は「令和」と表記していますが、
「平成31年度」の名称を使用して決定したものなどは、一部例外的に「平成31
年度」表記としています。

部署名	所属長
総務部	上村 憲司

1. 現状と課題

- ① 町民の方や企業との「対話」「情報交換」の機会を設け最新のニーズを把握するため、関係部署等と緊密な連絡調整を図る必要がある。
- ② 多様化・高度化する町民ニーズや地方分権の進展など、様々な課題に対応できる職員の育成と併せ、すべての職員が仕事と家庭生活の両立(ワーク・ライフ・バランス)が図れる職場環境づくりに取り組むことが求められている。
- ③ 地方公務員法及び地方自治法の改正に伴う「会計年度任用職員制度」導入に向けた準備を進めなければならない。
- ④ 人口に対する犯罪発生件数は依然として高い水準であるため、継続的かつ効果的な防犯対策を講じる必要がある。
- ⑤ 自主防災組織の育成支援及び防災資機材等の整備による地域防災力の向上と町民の防災意識の高揚を図る必要がある。

2. 取組方針

- ① 幅広く意見交換の場が設けられるよう、関係部署等と調整を図る。
- ② 大泉町人材育成方針に基づき各種研修を実施し、職員の意識改革や資質の向上を図る。また仕事と家庭生活の両立を図るため、大泉町特定事業主行動計画を推進する。
- ③ 「会計年度任用職員制度」導入に向け、臨時職員等の職の再設定及び必要な条例等の整備を図る。
- ④ 警察等関係機関と連携し防犯啓発活動及び防犯思想の普及に取り組む。また防犯カメラや防犯灯の設置、地域の自主防犯パトロール等の防犯活動を支援することで、さらなる犯罪抑止を図る。
- ⑤ 地域における防災体制の充実を図るため自主防災組織への支援を継続するとともに、防災フェア等における啓発活動を通じて町民の防災意識の向上を図る。

3. 中間レビュー

- ① 各種イベントや会議など、あらゆる機会を利用して町長と町民等との意見交換の場を設けている。引き続き、関係部署等と連携を図りながら実施していく。
- ② 計画的に各種職員研修を開催することで職員の意識改革や資質の向上を図っている。職員の仕事と家庭生活の両立を図るため、時間外勤務等の実施状況の情報提供や個別相談等を行っている。また平成29年度の大泉町特定事業主行動計画の実施状況を把握し、取組内容の点検・評価を行った。
- ③ 「会計年度任用職員制度」導入に向け、非常勤特別職の現状を把握するため調査を行った。
- ④ 警察等関係機関と連携し、防犯啓発活動及び防犯思想の普及に取り組んでいる。今後も防犯カメラや防犯灯の設置、地域の自主防犯パトロール等の防犯活動の支援を通じて、さらなる犯罪抑止に取り組む。
新たに家庭用防犯カメラ設置費補助制度開始に向けて準備を進めた。
- ⑤ 防災フェアの開催により町民の防災意識の向上を図った。引き続き、自主防災組織への支援を通じて地域における防災体制の充実を図るとともに、総合防災マップを作成する。また北海道胆振東部地震被災地へ支援物資として飲料水を提供した。

4. 最終レビュー

- ①関係部署等と調整を図り、各種イベントや会議等を利用して町長と町民等との意見交換を実施した。
- ②計画的に各種職員研修を開催することで職員の意識改革及び資質の向上を図った。また職員が仕事と家庭生活の両立を図ることができるよう、時間外勤務等の実施状況の情報提供や個別相談等を行った。
平成29年度の大泉町特定事業主行動計画の実施状況を把握し、取組内容の点検・評価を行った。
- ③「会計年度任用職員制度」の導入に向け、非常勤特別職の現状を把握するため調査を行い、今後の方向性を庁内で共有した。
- ④警察等関係機関と連携し、防犯啓発活動及び防犯思想の普及に取り組んだ。また防犯カメラや防犯灯の設置、地域の自主防犯パトロール等の防犯活動支援を通じて犯罪抑止に取り組んだ。
平成30年10月1日から家庭用防犯カメラ設置費補助制度を開始した。
- ⑤防災フェアの開催により町民の防災意識の向上を図った。自主防災組織への支援を通じて地域における防災体制の充実を図るとともに、総合防災マップを作成した。また自治体や民間事業者と災害協定を締結し、災害発生時の対応に備えた。
北海道胆振東部地震発生の際には被災地へ支援物資として飲料水を提供した。

5. 所管する施策

施策の体系	施策名	所管課
241	防災対策の推進	安全安心課
242	消防・救急体制の充実	安全安心課
243	交通安全対策の充実	安全安心課
244	防犯対策の推進	安全安心課
611	効率的な行政運営	総務課

部署名	所属長
秘書課	田部井 久幸

1. 現状と課題

- ①引き続き、町民の方や企業との「対話」「情報交換」の機会を設け、最新のニーズを把握する必要がある。
- ②町長及び副町長のスケジュール管理について、効率性を重視し、関係部署等と緊密な連絡調整を図る必要がある。
- ③正副町長の指示事項等に迅速に対応するため、各部各課との連携を密にする必要がある。

2. 取組方針

- ①幅広く意見交換の場が設けられるよう、関係部署等と調整を図る。
- ②早期調整、課内での情報共有を徹底し、スケジュール管理にあたる。
- ③正副町長の指示事項を、関係部課と正確に情報共有し、綿密に連絡調整を行う。

3. 中間レビュー

- ①企業情報交換会、各種行事等様々な機会において、幅広く意見交換を行っている。引き続き、関係部署等との調整を図る必要がある。
- ②課内での情報共有を徹底し、町長・副町長のスケジュール管理を行っている。引き続き、迅速な調整が図れるよう、課内での情報共有を徹底するとともに、関係部署との緊密な連携を図る必要がある。
- ③関係部課と緊密な情報共有を行っている。引き続き、正確かつ迅速に対応できるよう、さらに、関係部課との緊密な連携を図る必要がある。

4. 最終レビュー

- ①関係部署等と調整を図り、あらゆる機会に「対話」「情報交換」を実施した。今後も継続していきたい。
- ②関係部署との緊密な連携を図り、課内での情報共有を徹底し、町長・副町長のスケジュール管理を行った。今後も確実に対応していきたい。
- ③関係部課と緊密な情報共有を行い、正副町長の指示事項に対応した。今後も関係部課と緊密に連携していきたい。

5. 所管する主な事務事業

総合計画体系コード	実施計画掲載事業

部署名	所属長
総務課	堀本 俊行

1. 現状と課題

- ①ますます多様化・高度化する町民ニーズや地方分権の進展などの様々な課題に対応できる職員の育成と併せ、全ての職員が仕事と家事・育児・介護等の家庭生活の両立(ワーク・ライフ・バランス)が図れる職場環境づくりに取り組むことが求められている。
- ②地方公務員法及び地方自治法の改正に伴う「会計年度任用職員制度」導入に向けた準備を進めることが求められている。
- ③給与の適正化等については、国、県及び他市町村の動向に注視しながら、適切な対応を図ることが求められている。
- ④投票率の向上や投票環境の充実が求められている。
- ⑤行政文書は管理基準に基づいた適正な管理が求められている。
- ⑥各行政区において、様々な問題が見受けられる。

2. 取組方針

- ①大泉町人材育成方針に基づき各種研修を実施し、職員の意識改革や資質の向上を図る。また、仕事と家庭生活の両立を図るため大泉町特定事業主行動計画を推進する。
- ②「会計年度任用職員制度」導入に向け、臨時職員等の職の再設定及び必要な条例等の整備を行う。
- ③給与の適正化等については、国、県及び他市町村の動向を見ながら、適切な対応を図る。
- ④投票率の向上や投票環境の充実のため、国の動向に注視しながら、調査研究を行う。
- ⑤行政文書の適正な管理が行われるよう、各課へ助言を行う。
- ⑥区長と各課の連携が図られるよう調整を行う。

3. 中間レビュー

- ①計画的に職員研修会の開催、自己啓発を促すための通信教育講座の受講や夜間講座を開催し、職員の意識改革及び資質の向上を図っている。仕事と家庭生活の両立を図るため、時間外勤務等の実施状況の情報提供、また個別相談等を行っている。
平成29年度の大泉町特定事業主行動計画の実施状況を把握し、各種取組の効果について点検・評価を行った。
- ②「会計年度任用職員制度」導入に向け、非常勤特別職の現状を把握するため調査を行った。
- ③給与の適正化については、人事院勧告、国・県及び近隣市町村の動向を見ながら、検討している。
- ④選挙については、町内の高等学校において、啓発授業を実施するなど、投票率向上に向けた取り組みを実施した。
- ⑤行政文書の適正管理については、各課へ助言を行うとともに、集中文書整理期間を設け、不要な文書の回収を行った。
- ⑥区長会議及び区長会会議を通じ、各課の連携が図れるよう調整を行っている。

4. 最終レビュー

- ① 計画的に職員研修会の開催、自己啓発を促すための通信教育講座の受講や夜間講座を開催し、職員の意識改革及び資質の向上を図った。仕事と家庭生活の両立を図るため、時間外勤務等の実施状況の各部署への情報提供や職員の個別相談等を行ってきた。
平成29年度の大泉町特定事業主行動計画の実施状況を把握し、各種取組の効果について点検・評価を行った。
- ② 「会計年度任用職員制度」導入に向け、非常勤特別職の現状を把握するため調査を行い、今後の方向性を庁内で共有した。
- ③ 給与の適正化については、人事院勧告、国・県及び近隣市町村の動向を見ながら、給与改定を実施した。
- ④ 選挙については、投票区の再編を行うとともに、投票環境の充実のため、新たな取り組みとして共通投票所や移動支援を導入し、平成31年4月の県議会議員選挙から実施していく。また、町内の高等学校において、啓発授業を開催するなど、投票率向上に向けた取り組みを実施した。
- ⑤ 行政文書の適正管理については、文書の取扱状況調査などを通じて各課へ助言を行うとともに、集中文書整理期間を設け、不要な文書の回収を行った。
- ⑥ 区長会議及び区長会会議を通じ、区長と各課の連携が図れるよう調整を行った。

5. 所管する主な事務事業

総合計画体系コード	実施計画掲載事業
61101	職員研修事業

部署名	所属長
安全安心課	石川 肇

1. 現状と課題

- ①防犯対策については、犯罪件数は減少傾向にあるものの、人口に対する犯罪発生件数は依然高い水準であるので、効果的、継続的な防犯対策を講じる必要がある。
- ②交通安全対策については、交通事故発生件数の減少と交通事故による死者0を目指し、交通安全思想の普及や交通安全施設の整備に取り組んでいるが、今後もさらに交通事故の減少に向けた交通安全対策が必要である。
- ③防災対策事業については、自主防災組織の育成支援や防災資機材等の整備を実施し、地域防災力の向上に取り組んでいるが、今後も継続した防災対策が必要である。
- ④消防事業の常備消防については、委託先である太田市と連携し、災害時等における迅速な対応と火災発生件数の減少に取り組んでいる。また、非常備消防については、消防団員が定数に満たない状況であり、団員確保が課題である。

2. 取組方針

- ①防犯対策については、警察等の関係機関と連携し防犯講座の実施や街頭での防犯啓発活動などを実施し、防犯思想の普及に取り組む。また、防犯カメラ及び防犯灯の設置、地域安全パトロール事業や地域の自主防犯パトロール等の防犯活動を支援し、さらなる犯罪抑止を図る。
- ②交通安全対策については、年代に応じた交通安全教室や交通指導員による街頭指導などを実施し、交通安全思想の普及に取り組む。また、地域、学校、警察等の意見などを伺いながら、効果的な交通安全施設を設置するとともに、自動ブレーキ等が搭載された先進安全自動車の購入を促進し、交通事故防止を図る。
- ③防災対策事業については、自主防災組織への支援を実施し地域コミュニティにおける防災体制の充実を図るとともに、防災フェア等の実施や総合防災マップを作成し、住民の防災意識の向上を図り、災害に強いまちを目指す。
- ④消防事業の常備消防については、委託先である太田市と連携し、高規格救急車の更新整備を行い、消防救急業務の迅速な対応を図る。非常備消防については、地域防災体制の中核的存在である消防団員の確保に取り組み、火災及び自然災害等への迅速な対応を図る。また、消防署等の関係機関と連携を図り、火災予防思想の普及啓発に取り組む。

3. 中間レビュー

- ①防犯対策については、警察等の関係機関と連携し、幼児や高齢者を対象とした防犯講座の実施や街頭での防犯啓発活動などを実施し、防犯思想の普及に取り組んでいる。また、防犯カメラ及び防犯灯の設置、地域安全パトロール事業や地域の自主防犯パトロール等の防犯活動を支援し、さらなる犯罪抑止に取り組んでいる。また、家庭用防犯カメラ設置費補助制度の開始に向けて準備を進めた。
- ②交通安全対策については、年代に応じた交通安全教室や交通指導員による街頭指導などを実施し、交通安全思想の普及に取り組んでいる。また、地域、学校、警察等の意見などを伺いながら、効果的な交通安全施設を設置するとともに、自動ブレーキ等が搭載された先進安全自動車購入費補助制度を開始し、交通事故防止に取り組んでいる。
- ③防災対策事業については、防災フェアの実施や自主防災組織の活動等への支援を行い、住民の防災意識の向上を図るとともに、総合防災マップ作成に向け準備を進めた。また、北海道胆振東部地震被災地へ飲料水の支援物資を提供した。
- ④消防事業の常備消防については、委託先である太田市と連携し、高規格救急自動車の更新を行い、消防救急業務の迅速な対応を図っている。非常備消防については、防災フェアや自主防災組織の防災訓練において消防団活動をPRし、団員の確保に取り組むとともに、火災及び自然災害等への迅速な対応を図っている。また、消防署等との関係機関と連携を図り、火災予防思想の普及啓発に取り組んでいる。

4. 最終レビュー

- ①防犯対策については、警察等の関係機関と連携し、幼児や高齢者を対象とした防犯講座や街頭での防犯啓発活動を実施し、防犯思想の普及に取り組んだ。また、防犯カメラ及び防犯灯の設置、地域安全パトロール事業や地域の自主防犯パトロールを支援するほか、家庭用防犯カメラ設置費補助制度を開始し、犯罪抑止に努めた。
- ②交通安全対策については、幼児から高齢者まで交通安全教室を実施するとともに、交通指導員による街頭指導などを実施し、交通安全思想の普及に取り組んだ。また、カーブミラー等の交通安全施設を設置するとともに、先進安全自動車購入費補助制度を実施し、また、高齢者運転免許自主返納制度により、交通事故防止に取り組んだ。
- ③防災対策事業については、防災フェアの実施や自主防災組織への支援、各種補助制度を実施し、防災意識の向上を図るとともに、総合防災マップを作成した。また、自治体や民間事業者と災害協定を締結し、災害発生時の対応に備え、災害支援では、北海道胆振東部地震被災地へ飲料水の支援物資を提供した。
- ④消防事業の常備消防については、委託先である太田市と連携し、高規格救急自動車の更新を行い、消防救急業務の迅速な対応を図った。非常備消防については、防災フェアや自主防災組織の防災訓練において、消防団のPRを行い、団員確保に努めるほか、ポンプ操法等各種訓練を実施し、火災及び自然災害等への対応に備えた。また、消防署等関係機関と連携を図り、火災予防運動期間を始め、通年に渡り火災予防思想の普及啓発に取り組んだ。

5. 所管する主な事務事業

総合計画体系コード	実施計画掲載事業
24101	災害対策事業
24102	防災訓練事業
24103	自主防災組織事業
24105	避難所宿泊体験型防災訓練
24106	地域防災力向上補助事業
24107	防災士養成支援事業
24201	常備消防事業
24203	非常備消防事業
24301	交通安全活動推進事業
24302	交通安全施設整備事業
24303	交通安全学習事業
24401	防犯灯設置及び管理事業
24402	防犯活動事業
24403	大泉町地域安全パトロール事業
24404	防犯カメラ設置及び管理事業
24405	夜間の自主防犯パトロール支援事業

部署名	所属長
企画部	上村 憲司

1. 現状と課題

- ①8か年計画の最終年次となる第五次総合計画については、成果目標達成に向けて進捗管理を行うとともに、次期総合計画の策定を着実に進めなければならない。
- ②第6次行政改革については実施計画に基づき、「価値あるものを生み出す行政」を目指して進捗管理を行うとともに、公共施設マネジメントについて、組織的に取り組みを進めていく必要がある。
- ③地方創生の実現のため、本町の特性や資源が最大限に活かせるよう、新たな視点と工夫を持って、積極的かつ戦略的に事業に取り組む必要がある。
- ④広報紙については、発行回数変更による影響が出ないよう、紙面や内容の充実を図りつつ効果的かつ正確な行政情報を発信しなければならない。
- ⑤複数の自治体が共同により導入した電算システムは、円滑な稼働について監視するとともに庁内情報セキュリティについては更なる強靱化と職員のセキュリティ対策意識の向上に向けて取り組む必要がある。
- ⑥協働のまちづくりについては、各種制度の効果的な活用を広めるとともに、地域の人材発掘とその有効活用を進めなければならない。
- ⑦人権・男女共同参画については、人権擁護条例の理念に基づく意識啓発を行うとともに、「第三次大泉町男女共同参画推進計画」の進捗管理を着実に進める必要がある。
- ⑧多国籍化する外国人住民については、情報を正しく理解してもらうためにキーパーソンの発掘、育成に努め、多文化共生を推進する必要がある。また、外国人集住都市会議の座長ブロックとなることから、参加自治体と連携した取り組みを進めることが求められている。

2. 取組方針

- ①第五次総合計画について、行政マネジメントシステムを有効に活用し進捗管理を行うとともに成果と課題を改めて分析し、次期総合計画の策定につなげていく。
- ②第6次行政改革大綱に掲げた目的に近づくよう、職員一体となって実施計画を推進する。また、「公共施設長寿命化・再配置方針」をふまえ、公共施設マネジメントの総合調整を行う。
- ③地方創生の実現のため、全国の先進事例の情報収集、調査研究を行うほか、本地域の魅力や強み等を掘り起こし、地域活性化や定住促進に繋げる。
- ④広報については、広報紙の紙面や内容の充実を図るとともに、効果的かつ正確な情報を広く伝えるための媒体や方法について、引き続き調査研究していく。
- ⑤自治体クラウドについては、関係自治体や機関との連携を深め、円滑な稼働とセキュリティの監視を行う。また、庁内情報セキュリティについては更なる強靱化に向け、職員の意識向上に向けた取り組みを進める。
- ⑥協働のまちづくりについては、各種制度の活用に関わるよう、住民活動団体へのPRや丁寧な説明・相談を行う。人材バンクの登録を推進するとともに、地域の事業に有効につなげられるよう、積極的な働きかけを行う。
- ⑦人権・男女共同参画については、「第三次大泉町男女共同参画推進計画」を着実に推進するため、庁内や関係機関に働きかけるとともに、進捗管理を行う。
- ⑧多国籍化する外国人住民については、「文化の通訳」をはじめとしたキーパーソンの発掘・育成に努め、正確な情報を伝えるとともに、地域づくり・まちづくりへの理解者・協力者を増やす。外国人集住都市会議は、特に座長ブロック参加都市と連携し、国や関係機関に課題解決を働きかけていく。

3. 中間レビュー

- ①第五次総合計画について、行政マネジメントシステムにより、改善を図りつつ、目標達成を目指す。次期総合計画については、審議会やパブコメの意見を貴重な参考とし、スケジュール管理をしながら策定を進めている。
- ②第6次行政改革大綱に掲げた目的に近づくよう、職員一体となって実施計画を推進している。また、公共施設マネジメントについては、計画や方針を踏まえ、総合調整を行う。
- ③地方創生の実現のため、引き続き全国の先進事例の情報収集を行うほか、本地域の特性などを改めて調査し、地域活性化や定住促進に繋げていく。
- ④広報については、常にアンテナを高く持ち、効果的・効率的なツールを活用し、正確かつ迅速な情報を提供するよう取り組みを進めている。引き続き、先進事例等も調査研究していく。
- ⑤自治体クラウドについては、関係自治体や機関と連携し、円滑に進捗しているところ。庁内情報セキュリティの更なる強靱化についても、職員の意識向上に向けた取り組みを実施している。
- ⑥協働のまちづくりについては、各種制度の活用につながるよう、PRや申請への助言を行っている。人材バンクの登録をさらに推進するとともに、有効な連携につなげられるよう、引き続き取り組む。
- ⑦人権・男女共同参画については、「第三次大泉町男女共同参画推進計画」の着実な推進のため、庁内や関係機関の進捗管理を行っている。
- ⑧多国籍化する外国人住民については、キーパーソンの発掘・育成に努めるとともに、マナーやモラルなどを伝えるために、新たな取り組みも検討している。外国人集住都市会議は、特に座長ブロック参加都市と連携し、国や関係機関に課題解決に向けた意見書を提出するなど、積極的な対応をしているところ。

4. 最終レビュー

- ①第五次総合計画については、行政マネジメントシステムにより進捗管理を行った。次期総合計画については、住民の意見を踏まえるとともに、庁内各部署との連携を図りながら、これからのまちづくりの基本理念と将来目指す町の姿を描き、その実現に向けて着実に進めていくための基本的な指針とする「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」を策定した。
- ②第6次行政改革大綱については、職員一体となって取り組み、おおむね計画どおりに進めることができた。公共施設マネジメントでは、「大泉町公共施設長寿命化・再配置方針」に基づき、施設の個別管理に関する総合調整を行った。
- ③地方創生については、全国の先進事例の情報収集を行うほか、機会や媒体を効果的に活用しながら、本地域の特性や魅力、本町独自の取り組み等の情報を発信した。
- ④広報については、紙面のリニューアルを行い、見やすく、わかりやすく、親しみやすい広報紙となるよう努めた。またSNS等を活用し伝えたい情報や即時性の高い情報の発信に努めた。また、先進事例の調査研究を行った。
- ⑤自治体クラウドについては、災害時を想定した訓練を実施し問題なく終了したが、その後IT障害が発生してしまった。庁内情報セキュリティについては、自己点検やアクセスログ分析等を行った。
- ⑥協働のまちづくりについては、各種制度の周知を行い事業実施に繋げるとともに、人材バンク新規登録者の発掘を行った。
- ⑦人権・男女共同参画については、「第三次大泉町男女共同参画推進計画」の進捗管理を行うとともに、「パートナーシップ制度」を開始した。
- ⑧多文化共生施策については、行政とのパイプ役となるキーパーソンの発掘に努めるとともに、共生推進のため地域と連携した取り組みを行った。また、入管法改正に伴い、国へ意見書を提出した。

5. 所管する主な施策

施策の体系	施策名	所管課
611	効率的な行政運営	企画戦略課
613	広域行政の推進	企画戦略課
621	協働のまちづくりの推進	多文化協働課
622	多文化共生の推進	多文化協働課
623	男女共同参画の推進	多文化協働課
624	人権対策の推進	多文化協働課
625	情報の共有化の推進	広報情報課

部署名	所属長
企画戦略課	長谷川 久仁子
<p>1. 現状と課題</p> <p>①第五次大泉町総合計画については、8か年計画の最終年次となることから、各施策の目標達成に向け着実な進捗管理を行うとともに、これまでの実績及び成果をまとめ、次期総合計画の策定に活用していくことが求められている。</p> <p>②行政評価については、平成29年度より外部評価者による評価（外部評価）が本格導入となったことをふまえ、より効果的な運用方法について研究する必要がある。</p> <p>③「第6次行政改革大綱」については、大綱の趣旨及び運用体制についても浸透してきている。今年度2年次となるが、引き続き、各項目の目標達成に向け進捗管理を図る必要がある。</p> <p>④大泉町行政マネジメントシステムについては、システムの有効性を保ちながら、より効率的に運用できる仕組みへ改善していく必要がある。</p> <p>⑤広域行政については、人口減少社会における移住・定住促進等、共通の課題に対して周辺地域と共に効果的に連携していくことが重要である。</p> <p>⑥公共施設マネジメントについては、平成29年度に策定した町の公共施設の全体的な管理方針である「公共施設長寿命化・再配置方針」をふまえ、関係各課との連携のもと、個別のより具体的な維持管理の方向性について検討していく必要がある。</p> <p>⑦大泉町総合戦略について、本町の特徴等を活かしつつ地方創生を進めるため、戦略的な事業の推進に取り組んで行く必要がある。</p>	
<p>2. 取組方針</p> <p>①第五次大泉町総合計画については、引き続き行政マネジメントシステムにより適切に進捗管理を行っていく。次期総合計画については、第五次の成果と課題をふまえつつ、計画策定後の管理方法等も考慮しながら策定する。</p> <p>②行政評価については、外部評価の効果を高めるため、庁内への十分な周知と評価スケジュールの管理に留意しながら運用する。</p> <p>③「第6次行政改革大綱」については、各項目の目標達成に向け適切に進捗管理を図る。</p> <p>④大泉町行政マネジメントシステムについては、新たな組織体制にあわせたマニュアルの改訂を行う中で、より利用しやすいシステムへと改善を図る。</p> <p>⑤広域行政については、関係自治体と連携し、地域課題の解決に向けた取り組みや国・県への要望活動を推進していくとともに、様々なイベントや事業などを通じて地域の魅力のPRを行う。</p> <p>⑥公共施設マネジメントについては、「公共施設長寿命化・再配置方針」に基づき、個別の施設の維持管理に係る計画策定に向け総合的な調整を図る。</p> <p>⑦大泉町総合戦略に位置づけた事業の進行管理を行いながら、地方創生の実現に向け、先進事例の情報収集や施策の調査研究を行い、本町の活性化や定住促進への事業に繋げていく。</p>	

3. 中間レビュー

- ①第五次大泉町総合計画については、行政マネジメントシステムにより主要事業の進捗管理を行い、年度の目標を達成できるよう、今後も適切な管理を行う。次期総合計画については、素案を作成するなかで、管理方法等についても検討し、パブリックコメントや総合計画審議会を実施した。平成31年度からの事業が円滑に実施できるよう、引き続き、策定を進めていく。
- ②一部の主要事業について外部評価を実施した。評価スケジュールについては依然課題として残るため、令和元年度は、年度明けの早い時期から動き出せるよう検討を行う。
- ③「第6次行政改革大綱」については、すべての取組項目においてスケジュール通り進捗している。今後も第2年次(平成30年度)の目標達成となるよう、着実な進捗管理を行う。
- ④平成29年度下期マネジメントレビューにおいてプロセスを変更し、迅速な情報共有を行っている。より有効的・効率的な運用が図られるよう、マニュアルの見直しについて検討する。
- ⑤広域行政については、両毛広域都市圏推進協議会において、両毛地域市町村の活性化を目的としたグルメイベントを実施した。また、地域のさらなる発展と利便性の向上を目指し、国や県への要望活動を継続していく。
- ⑥個別施設の具体的な方向性を検討する情報として、施設ごとの劣化状況調査を行っている。今後収集した情報を整理し、補修・改修等にかかる優先順位付けの検討を行う。
- ⑦大泉町人口ビジョン・総合戦略については、行政マネジメントシステムにより進捗管理を行っている。年度目標の達成に向け、平成30年度後半についても適切な管理を図る。次期計画については、各部署と連携しながら策定の検討を進める。

4. 最終レビュー

- ①第五次大泉町総合計画については、行政マネジメントシステムにより主要事業の進捗管理を行った。また、次期総合計画については、これまでの事業を主体とした進捗管理から施策としての進捗状況を把握していく手法とし、基本構想とそれに掲げる目標を実現する施策を位置づける実施計画の二層で構成する「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」として策定した。
- ②行政評価については、平成29年度実施の事務事業評価を行うとともに、新総合計画に対応した新たな評価手法について検討した。外部評価の導入から試行期間も含めて4年が経過しているが、より効果的な運用方法について、新たな評価手法と併せて検討していく必要がある。
- ③「第6次行政改革大綱」についてはおおむね計画どおりに進めることができた。一部の取り組みについてはスケジュール変更となったが、5カ年を通して達成できるよう、令和元年度のスケジュールに反映した。
- ④大泉町行政マネジメントシステムについては、より効果的に、より発展的にシステムが運用されるよう、プロセスの変更およびマニュアルの見直しを行った。
- ⑤広域行政については、近隣自治体における共通課題の解決に向け、国・県への要望活動や様々なイベント等を実施し、地域一体での発展のため連携を強化することができた。
- ⑥公共施設マネジメントについては、個別施設の維持管理に係る計画策定に向け、施設を管理する関係各課と連携し、各施設の劣化状況を整理した。令和元年度は収集した情報について施設全体で取りまとめ、優先順位付けの調整を行う。
- ⑦大泉町人口ビジョン・総合戦略については、行政マネジメントシステムにより関連事業の進捗管理を行った。令和元年度については、計画期間の最終年次となるため、これまでの取り組みの効果検証を行い、次期計画の策定のため、各部署と連携しながら検討を進める。

5. 所管する主な事務事業

総合計画体系コード	実施計画掲載事業
61102	公共施設マネジメント事業(旧企画推進事業)
61103	行政評価システム事業
61105	職員提案事業
61301	広域行政事業

部署名	所属長
広報情報課	村田 浩二
<p>1. 現状と課題</p> <p>①広報紙発行回数の変更による影響を出さずに正確かつ理解しやすい表現方法を用いながら、情報発信する必要がある。</p> <p>②広聴機能の強化に向けた取組みについては、現在の事業を振り返るとともに新たな取組みについて協議する必要がある。</p> <p>③共同利用の運用が開始した電算システムについては、郡内(明和町、千代田町、大泉町、邑楽町)で、適切に進捗管理を図る必要がある。</p> <p>④情報セキュリティについては、群馬自治体情報セキュリティクラウドによる運用が始まったことから適切に監視するとともに、高度化するサイバー攻撃や標的型攻撃などに対し、より適切な情報セキュリティ対策を図る必要がある。</p>	
<p>2. 取組方針</p> <p>①広報紙発行回数の変更による、町からの情報量低下や情報の掲載漏れなどのリスクをなくすための取組みや簡潔で分かり易く、より効果的な内容とするほか、広報機能の強化のための調査研究を行う。</p> <p>②既存の広聴機能の見直しと併せ、町に対する意見を拝聴するため各種団体との意見交換会を引き続き実施するとともに、意見箱やメール、ICTを活用した情報収集手段の多様化に向け、調査研究を実施する。</p> <p>③基幹系システムの共同利用についてはシステムベンダーと参加団体間で取り交わしたSLA(サービス品質合意書)の遵守状況の検証や運用課題など共同でSLM(サービス品質管理)を実施し、システムの安定稼働を図っていくほか、非常時に備えた訓練を実施する。</p> <p>④群馬自治体情報セキュリティクラウドや自治体情報システム強靱化による技術的対策、物理的対策について、適切に管理運用を行う。また、職員に対する情報セキュリティ研修の機会を広く設けることで人的対策の強化に向けた取組みを進める。</p>	
<p>3. 中間レビュー</p> <p>①広報紙に掲載する情報については、掲載漏れなどが無いよう各課より提出された原稿を複数人で確認している。また、わかりやすく簡潔なデザイン・レイアウトとし、多くの情報を掲載できるようにしている。引き続き正確な情報発信のための取組みを進めていく。</p> <p>②広聴機能については、意見箱やメールなどで、意見を拝聴している。情報収集手段の多様化に向け、調査研究する。</p> <p>③基幹系システムの共同利用については、共同利用団体間で運用状況の検証を行った。引き続き検証を行うとともに、災害時に備えた訓練を実施する。</p> <p>④群馬自治体情報セキュリティクラウドについては、インシデント対応訓練を行い、インシデント発生時の対応手順や連絡先の確認を行った。また職員に対しては、標的型攻撃メール訓練を実施したほか、eラーニングを活用した研修を実施した。引き続き、情報セキュリティに対する認識の向上を図る必要がある。</p>	

4. 最終レビュー

- ① 広報紙については、今年度リニューアルにより表紙には町内在住または在勤の期待のホープを掲載するなど、町に関する様々な情報発信に努めたほか、SNS等の既存媒体を活用し、即時性のある情報の提供に取り組んだ。
- ② 広聴機能については、ICTを活用している先進自治体への視察を行った。引き続き本町の状況にあった広聴機能について取り組んでいく。
- ③ 基幹系システムについては、災害時相互支援訓練やベンダーへのセキュリティ監査を実施し、適切な運用を図ってきたが、IT障害が発生してしまった。これを受けて障害対策を強化し、業務継続性の確保を図っていく。
- ④ 情報セキュリティについては、内部監査のほか臨時職員も含めた自己点検の実施を行い、セキュリティに対する意識向上を図った。またセキュリティポリシーを見直し、組織全体のセキュリティ対策の強化を図り、引き続き適正な運用を行っていく。

5. 所管する主な事務事業

総合計画体系コード	実施計画掲載事業
62501	広報発行事業
62502	FM放送事業
62503	地域情報システム推進事業

部署名	所属長
多文化協働課	笠松 弘美

1. 現状と課題

- ①協働のまちづくりについては、「協働のまちづくり推進指針」に基づき、各種制度の周知や活用を促進し、地域で活躍できる人材の育成と活用を図る必要がある。
- ②人権施策については、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、教育委員会や関係各課と連携し、あらゆる差別のない社会の実現に向けた人権教育・啓発のより一層の推進を図る必要がある。
- ③男女共同参画については、平成29年度の進捗状況を確認し、改善すべき内容を把握するとともに、「第三次大泉町男女共同参画推進計画」に基づく事業展開と、進行管理を行う必要がある。
- ④多文化共生については、多文化共生コミュニティセンターを活用し、正確かつ迅速な情報提供や多国籍化する外国籍住民へ対応するため、関係各課との横断的な課題把握や情報共有、関係機関等と連携した事業展開を図る必要がある。
- ⑤外国人集住都市会議については、必要な施策について国や関係機関等へ提言を行うため、関係各都市との連携を図るとともに、引き続き課題調査及び整理をする必要がある。

2. 取組方針

- ①協働のまちづくりについては、「元気な地域支援事業」と「協働のまちづくり事業提案制度」を引き続き実施し、住民活動団体等の活動を支援していく。
人材バンク制度については、住民活動団体等へ積極的に周知を行い、さらなる登録者を発掘するとともに、各課で実施する講座や地域活動における指導者等としての活用促進を図る。
- ②人権施策については、「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、すべての人の人権が尊重され、誰も傷つかない、誰も傷つけない、そして誰もが生きがいを持って生活できる、人権が擁護されたまちづくりを推進するための啓発を行う。
- ③男女共同参画については、「第三次大泉町男女共同参画推進計画」の進行管理を行うとともに、国籍を問わず男女共同参画の意識の啓発及び理念の普及を図るための各種事業を実施する。
- ④多文化共生については、正しい情報を正しく伝え、正しく理解してもらうため、多文化共生懇談会や文化の通訳養成講座等を開催する。また、多文化共生コミュニティセンターを活用し、迅速に行政情報を提供していく。
住民の多国籍化に対応するため、多言語による情報提供に取り組んでいくとともに、各国のキーパーソンの発掘・育成を行う。また、外国籍住民コミュニティとの繋がりを深め、情報の収集・提供を行う。
- ⑤外国人集住都市会議については、関係各都市と連携を図り、必要に応じて国や関係機関等への働きかけを行うとともに、課題の分析や研究を行う。

3. 中間レビュー

- ①協働のまちづくりについては、「元気な地域支援事業」4件、「協働のまちづくり事業提案制度」1件の事業を採択し、住民活動団体等の活動を支援していく。また、人材バンク制度については、7件の新規登録を実施するとともに、7件の活用に繋げた。引き続き、住民活動団体等へ積極的に周知を行い、さらなる登録者を発掘するとともに、活用促進を図る。
- ②人権施策については、部落解放同盟群馬県連合会と連携し、「部落差別の解消の推進に関する法律」についての職員研修会を実施した。引き続き、関係機関、関係部署等と連携を図り、人権が擁護されたまちづくりを推進するための啓発を行う。
- ③男女共同参画については、「第三次大泉町男女共同参画推進計画」の進行管理を行うとともに、啓発図書コーナーの設置やホームページ等で各種情報提供を実施した。引き続き、各種情報提供を実施するとともに、講座等を実施し男女共同参画の意識の啓発を行う。
- ④多文化共生については、多文化共生懇談会、文化の通訳養成講座を開催するほか、多文化共生コミュニティセンターでの各種相談や行政情報の提供を行うとともに、地域における多文化共生を推進するための支援を行った。また、外国籍住民と接する機会が多い関係部署との情報交換会を開催し、課題や取り組み状況等の情報共有を図った。引き続き、各種情報提供を行うとともに、キーパーソンの発掘の育成に努め、多文化共生の推進に取り組む。
- ⑤外国人集住都市会議については、関係各都市と連携を図り課題の研究を行うとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2018 新たな外国人材の受入れ」について、国へ意見書を提出した。引き続き、国の動向に注視するとともに、関係各都市と連携を図る。

4. 最終レビュー

- ①協働のまちづくりについては、「元気な地域支援事業」6件、「協働のまちづくり事業提案制度」1件の事業を採択し、住民活動団体等への補助を行ったほか、協働に関する講演会やセミナーを実施するとともに、「協働のまちづくりパネル展」を実施した。また、人材バンク制度については、新規登録者の発掘を行うとともに、活用拡大を図った。
- ②人権施策については、「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、教育委員会と連携し啓発活動を実施するとともに、部落解放同盟群馬県連合会と連携し「部落差別の解消の推進に関する法律」についての職員研修会、住民活動団体との協働によるセクシュアルマイノリティについての講演会を実施した。また、平成31年1月からパートナーシップ制度を開始するとともに、申請書等の性別記載欄の見直しを行った。
- ③男女共同参画については、「第三次大泉町男女共同参画推進計画」の進行管理を行うとともに、啓発図書コーナーの設置やホームページ等で各種情報提供を行った。また、講演会やセミナー等を実施し、男女共同参画の意識啓発を行った。
- ④多文化共生については、多文化共生懇談会、文化の通訳養成講座を実施するとともに、多文化共生コミュニティセンターでの各種相談や広報紙等を活用し情報提供を行った。また、地域における多文化共生を推進するための支援を行うとともに、外国籍住民の多国籍化に対応するため、各国のキーパーソンの発掘に努めた。
- ⑤外国人集住都市会議については、関係各都市と連携を図り課題の研究を行うとともに、改正入管法について、国へ意見書を提出した。また、「外国人集住都市会議おた2018」においては、「外国人材の受入れと多文化共生社会の実現」をテーマに関係省庁へ提言を行った。

5. 所管する主な事務事業

総合計画体系コード	実施計画掲載事業
62101	協働推進事業
62201	多文化共生懇談会推進事業
62202	共生化推進事業
62203	多文化共生コミュニティセンター管理運営事業
62204	文化の通訳養成講座事業
62301	男女共同参画推進事業
62302	第三次男女共同参画推進計画進捗状況管理事業

部署名	所属長
財務部	竹内 寿治

1. 現状と課題

- ①安定的に行政サービスを提供できるよう、財政状況に影響を与える要因を明確にし、リスク管理を行い、計画的な財政運営を行う必要がある。
- ②透明性、公平・公正性、競争性を担保し、適正に入札を執行する必要がある。また、町有資産の利活用や処分を積極的に行い、維持管理コストの削減を行う必要がある。
- ③自主財源の根幹である町税の賦課業務に関しては、個人情報等の管理が徹底され、かつ公正・公平・適正な課税が求められている。
- ④行政サービスを提供する上で欠かせない、税収の確保に向けて収納率の向上を目指す。
- ⑤全庁的な危機管理の取り組みとして策定する業務継続計画に基づき、部署内各課において具体的な行動指針等を作成する必要がある。

2. 取組方針

- ①事務事業の抜本的な見直しを行い、経常経費の圧縮を図り、併せて次期総合計画の実効性を担保するため、財政計画を策定する。
- ②規模の大きな工事等については電子入札システムにより入札執行を行い、小規模事業者登録を積極的に推進し、町内業者の育成に努める。町有資産は、貸与・売却を積極的に進めていく。
- ③個人情報の管理は、職員相互・組織によりその流出リスクを明確化し、実用性の高い処理手順を共有する。賦課業務は、特に確実性・正確性が求められることから、職員のスキルアップに組織として取り組む。
- ④基本的な取り組み姿勢は住民個々の生活状況を勘案し、自主納税を推進する。また、滞納額の全体的な圧縮を図るため、適切に滞納処分を実施する。
- ⑤災害発生後の業務について、具体的な行動マニュアルを作成する。特に、住家被害認定調査については、その体制の構築・スキル習得を継続的に行う。

3. 中間レビュー

- ①財政計画については、翌年度以降に支出が見込まれる工事費等の臨時的経費や多額な経費を概算で積算した根拠数値を把握したことから、今後は、次期総合計画の実施計画等と調整を図る必要がある。
また、平成31年度予算の編成にあたっては、昨年度に実施した町単独経費の削減に向けた事業見直しヒアリングの検証を予算査定時に行う必要がある。
- ②上半期の工事等の入札事務は、滞ることなく実施できている。町有資産の売却については、新たな方法により広く周知し公売を実施したが応札が無かった。引き続き売却を進める必要がある。
- ③上半期に予定された税制改正については、6月、9月に改正を行った。職員の賦課業務に関するスキルアップを図るため、課内・外部での専門研修に職員が参加している。特に来年の申告相談に向けブラッシュアップが求められる。
- ④自主納付を推進するため口座振替への勧奨を行い、口座振替件数については着実に増加している。また、収納業務の見える化への取り組みについてもマニュアルの整備に着手している。
- ⑤各課それぞれ、災害発生後の業務マニュアル作成のため、先進地事例の調査や、過去に被災を経験した自治体に視察等を行った。また、災害時における部内の初動対応が見える化するためのクレドカードの作成に取り組んでいる。

4. 最終レビュー

- ①平成31年度予算案調製後の財源と歳出経費を踏まえ、今後見込まれる経費(義務的経費・経常経費・臨時的経費)の伸び率、また歳入の状況を勘案し、財政計画を策定した。また、予算編成時には、各部署に経常経費の削減を強く求め、また事務事業の縮減・見直しを行ったが、令和元年度には思い切った削減も検討する必要がある。
- ②年間を通して、入札事務は適正に執行できた。町有資産の売却については、対象2物件のうち1物件の売却に至った。売却可能な未利用地は今後も工夫を行いながら随時売却を進めていく。
- ③税務担当職員のスキル向上については、課内研修・外部研修に参加し、着実に資質の向上が図られた。しかし、電算システムにおいて税制改正の一部反映もれが生じたため、システムの確認には十分留意する必要がある。個人情報の取り扱いは適切に管理されている。
- ④滞納繰越分に係る予算額減の要因分析を行い、令和元年度において四半期ごとの滞納処分の状況を課内で共有し、全体的な滞納額減少に向けた取り組みを行う必要がある。
- ⑤部内全体で、それぞれ災害対策について被災地への視察や研修に参加し、危機感の醸成と対応について、一定の成果が見られた。今後は、より具体的な行動が取れるようなマニュアル作成に取り組む必要がある。

5. 所管する施策

施策の体系	施策名	所管課
612	健全な財政運営	収納課

部署名	所属長
財政課	千吉良 輝夫

1. 現状と課題

- ①景気回復が一部見られるものの、現状は、社会経済情勢が不透明な状況にあるため、今後も安定的な行政サービスを提供できる財政運営が行えるよう、財源の確保や経費削減を進める必要がある。
- ②限りある財源の中で、今後更に歳出増加が見込まれる社会保障関係経費や公共施設等の維持保全などに対応するため、基金の適正な管理を行っていく必要がある。
- ③平成28年度決算から導入の「統一的な基準による地方公会計」により、この基準に基づく財務書類を引き続き効率的に作成し、財政マネジメントへの活用が求められている。また、財政の透明性を高め、また説明責任の観点から、引き続き財務状況等の公表を行っていく必要がある。
- ④公契約については、公共サービス基本法の趣旨にのっとり、労働者環境に配慮した取り組みが求められている。また地方自治法等を遵守し、透明性・公正性・公平性・競争性を確保しながら、入札を執行し、建設工事については、施工業者の技術が向上するよう検査体制の充実を図る必要がある。
- ⑤災害対策本部でもある役場庁舎については、施設設備の管理を万全に行いながら良好な維持管理を行っていく必要がある。
- ⑥公用車については、全ての車両に対して安全に職務が遂行できるよう万全な維持管理に取り組む必要がある。
- ⑦町で保有する利用計画が定まっていない町有資産については、維持管理することが事務上及び財政上の負担となっている。
- ⑧全庁的な危機管理の取り組みとしてBCP(業務継続計画)を策定しているが、課において具体的な行動指針等がないのが現状である。

2. 取組方針

- ①令和元年度が次期総合計画の初年次に当たるため、平成30年度は既存事業を見直すには最も適した年度である。そのため、平成29年度に行った各所管の事務事業の見直しを更に推し進め、既存事業の継続実施、廃止、整理統合など、徹底的に精査を行うよう各所管に要請する。
上記事業の見直しを反映し、経費を削減することで、安定かつ効率的な財政運営を図るための予算編成を行う。
また、健全化判断比率や財政収支などの視点から、財政の健全化と将来負担の適正化を図る。
- ②今後増加が見込まれる社会保障関係経費や公共施設の維持保全などに係る財政需要に対応するため、基金の適正な管理を行う。
- ③財務書類を作成する上で、事務処理の効率化を図るため、日々仕分作業の調査研究を行うとともに、作成した財務書類を他団体と比較し、財政マネジメントに活用する。
次期総合計画との整合性を図りながら、財政計画を策定する。
広報、ホームページ等を通じ、策定した財政計画をはじめ、財政状況等を公表していく。
- ④本町が契約する関連事業者に対しては、引き続き各発注部署と連携をとり、適切な労働環境の確保のため確認及び指導を実施し、委託業務、物品購入、役務の提供の入札は、さらに電子入札方式を促進し安全で効率的な入札執行を推進する。また工事完成検査においては、出来形、品質及び出来ばえなどについて適正かつ厳正に実施し、受注者の施工水準の向上や公共工事の品質の確保に取り組む。
- ⑤役場庁舎については、施設設備の老朽化に対して予防的措置を講じながら安全性に配慮した維持管理に取り組む。
- ⑥公用車については、運転者への安全運転の啓蒙活動に取り組みながら、法定点検をはじめ日常点検も確実に実施する。
- ⑦将来にわたって利用見込みのない普通財産については、売却や有償貸付を推進することで、効果的な財源確保と維持管理費の削減に繋げる。
- ⑧災害発生後の業務の継続計画については、具体的な行動マニュアルを作成することで、業務体制の構築に取り組む。

3. 中間レビュー

- ①平成29年度決算において、財政健全化比率は早期健全化基準を下回り、健全な財政運営を維持できた。また、事務事業の見直し(継続実施・廃止・整理統合等)については、平成31年度予算編成にあたり、次期総合計画等を見据え、各課での検証結果を反映できるよう、予算編成説明会にて対応を要請した。今後は、各課の検証結果を踏まえ、経費削減、安定かつ効率的な財政運営が図れるよう、予算編成事務に取り組む。
- ②基金の適正管理については、平成29年度決算において、基金の取り崩しを行わず、積立を行うことができた。なお、今後の財政需要が見込まれる社会保障関係経費や公共施設の維持保全等に対応するため、引き続き適正な基金管理を行う。
- ③財務書類作成のための日々仕分作業については、システム対応部分の検証が必要なため、調査研究を行う。引き続き、平成29年度決算を受け、「統一的な基準に基づく財務書類」の作成に向け、必要事項の進捗管理を行う。また、財政計画については、次期総合計画と整合を図れるよう「試案」を作成し、計画策定に向け検討を進める。なお、平成29年度決算の状況等について、広報紙、ホームページ等を利用し公表を行った。
- ④本町発注の契約工事等については、各所管課と連携を図りながら、適切な労働環境の確保について確認及び指導等を行っている。また、入札事務については、電子入札方式を促進し、透明性・公正性・公平性・競争性を確保し執行している。なお、工事完成後において、施行水準、品質の確保・向上に向け、厳正な検査を実施している。今後も、同様の対応を行う。
- ⑤役場庁舎の維持管理については、随時、緊急対応的な修繕を行いながら、安全性に配慮した維持管理に取り組んでいる。今後も、同様な対応を行う。
- ⑥公用車の管理については、運転する職員へ「安全運転」を各係員から呼びかけ、注意喚起を行っている。また、法定点検等を適正に行いながら、車輛の安全点検に取り組んでいる。今後も、同様な対応を行う。
- ⑦未利用の町有財産については、財源確保及び維持管理経費削減の観点から、売却や有償貸付を検討している。なお、町有地2物件の公売を実施したが、応札者がなかったため、他の候補地も併せて再検討し、周知方法等を見直しながら再度公売に付する予定。
- ⑧災害時業務体制の見直し・構築については、予算編成等財政関係事務について、茨城県常総市へ災害時対応の視察を行い、本町に適するマニュアル等の作成に取り組む。

4. 最終レビュー

- ①平成29年度決算において、健全化判断比率の各指標とも基準を下回り、財政運営の健全性が保持できた。また、平成31年度予算編成では、いくつかの事務事業における見直し状況を踏まえ、事業規模等の縮小及び事業経費縮減が反映できたが、依然、不十分でもあり、今後も引き続き、事務事業の見直しに継続して取り組む。
- ②平成29年度決算では、基金の取り崩しをせず、積立を実施。平成31年度予算編成にあたり、財政調整基金からの繰入れにより財源調整を行った。今後も、引き続き、財政需要が見込まれる社会保障関係経費や公共施設の維持保全等に対応するため、基金の適正管理を行う。
- ③財務書類の作成については、平成29年度決算を受け、統一的な基準に基づき完成。なお、日々仕分け作業へのシステム対応部分の検証については、引き続き、調査研究を行う。また、財政計画については、次期総合計画との整合を図れるよう「試案」を作成後、精査検証し令和元年度から令和3年度の3カ年の見通しを反映させ完成。
- ④入札事務については、電子入札方式により、透明性・公正性・公平性・競争性を確保し、執行できた。また、発注工事完成後の検査において、施行水準、品質確保等について厳正な検査を実施し、施工業者の労働環境の適正についても、併せて確認、指導、助言等を実施。今後も、同様に厳正な対応を行う。
- ⑤役場庁舎の維持管理については、随時、安全性に配慮しながら来庁者に迷惑をかけないように、緊急対応的な修繕を実施。今後も、引き続き、速やかに対応を行う。
- ⑥公用車の管理については、該当車両の法定点検は全て実施。また、運転する職員へ安全運転の注意喚起を行うとともに、運転前後での車体の状況確認、報告を依頼するなど、公用車の適正管理を実施。今後も、引き続き、同様な対応を行う。
- ⑦未利用の町有財産については、町有地2物件の公売を2回実施、1回目は応札者なし、2回目の公売で、1物件について応札があった。今後も、他の候補地を加え、売却や有償貸付を引き続き検討する。なお、公売実施にあたり、周知方法等の再検討、随時公売等公売手法の見直しを併せて行う。
- ⑧災害時業務体制の見直し・構築については、先進自治体へ災害時対応について視察を行い、検討必要事項の洗い出しを実施し、本町に適するマニュアル等の作成に向け素案的なものを作成した。今後は、マニュアル等の作成に向け、各事項の精査検証を進める。

5. 所管する主な事務事業

総合計画体系コード	実施計画掲載事業

部署名	所属長
税務課	宮永 健一

1. 現状と課題

- ①税務関係法令を理解、遵守し、公正・公平・適正な課税事務に取り組みなければならない。
- ②税制改正等への対応について、正確に内容を把握し、改正内容を分かり易く周知して行く必要がある。
- ③課税業務に不可欠である電算システムについて、継続して適正化の維持に取り組む必要がある。
- ④審査請求や課税額に関する問合せ等について、適切に対応していく必要がある。
- ⑤個人情報等の取扱いについて、継続して適正な管理保護に取り組む必要がある。
- ⑥危機管理への取り組みとして、災害時を想定した具体的な行動指針等を作成する必要がある。

2. 取組方針

- ①課員一人ひとりが、税務行政へのプロ意識を持ち、常に法令を遵守し業務に取り組むため、各種研修会等に積極的に参加し、税務知識の習得及び自己の資質向上に努める。特に、難解な税務関係法令の解釈については、逐条解説の熟読・判例の検索・参考図書による計算事例等に重点を置き、相互理解を深める。
- ②毎年実施される税制改正に対し、改正内容を正確に理解し、課内での共通認識を図る。また、従来の周知方法に加え、新たな周知方法の検討に取り組む。
- ③電算システムについて、税制改正事項や各種課税情報等が適正に反映・処理されているか常に確認を行い、課税誤り等の未然防止に取り組む。
- ④納税者からの審査請求や納税通知書に関する問合せ等に対し、説明責任を果たすため、丁寧でわかりやすい説明を意識し、税務専門用語の多用を避けるなど、納税者への配慮を意識する。
- ⑤課税事務で取り扱う個人情報等については厳格な管理保護に努め、情報セキュリティポリシーに則った処理手順を確認・遵守する。また、他課での課税情報の取扱いについては、利用方法や利用趣旨等の厳重な審査を実施する。
- ⑥災害時を想定し、所管している各事務事業への影響について検証を進める。まず、町民税・諸税係では、申告相談、当初賦課事務、例月事務等を、資産税係では、被災家屋の被害認定事務等を対象として、行動指針・対応マニュアルを作成する。また、必要に応じて被災市町村への視察、事例研究研修会等へ参加する。

3. 中間レビュー

- ① 県・町村会・税務署・郡税務協議会等主催の各種研修会に積極的に参加したほか、市町村アカデミー主催の住民税専門研修に参加して税務知識の習得、資質向上に努めた。
- ② 税制改正に関する事項については、課内研修を実施し職員間の共通理解を図った。今後予定される税制改正の周知方法については、改正内容について新たな周知方法の検討を進める。
- ③ 電算システムについては、税制改正事項の反映漏れがあったが、課税誤りにはつながらずに済んだ。委託業者と連携を図り、税制改正のシステム反映を確認して課税誤りの未然防止に取り組む。
- ④ 納税通知書の税額に関する問い合わせに対し、町民目線に立ちながら丁寧に分かりやすい説明を行った。引き続き、公平・公正・適正な賦課業務に取り組み、納税者への説明責任を果たしていく。
- ⑤ 個人情報の取扱いについては、紙媒体及び端末内データの管理保護、情報漏洩防止等に対し、課内での情報共有を徹底している。他課での課税情報の取扱いについては、利用状況調査が終了し、今後調査票に基づいたヒアリングを実施する。
- ⑥ 危機管理の取り組みとして、町民税・諸税係では係員全員が手書き申告できるように取り組み、資産税係では被災家屋被害認定研修に参加し資質向上に努めた。被災市町村への視察を行いマニュアル作成に取り組んでいる。

4. 最終レビュー

- ① 税務知識の習得及び自己の資質向上を図るため、県・町村会・税務署・郡税務協議会等主催の各税目研修会へ参加し、中堅職員1名に市町村アカデミー主催の住民税専門研修を受講させた。また、現地調査、実態調査の実施、関係機関への情報照会等により、課税客体の正確な把握に努めた。
- ② 税制改正に関する事項については、課内研修を実施し職員間の共通理解を図った。毎年実施される税制改正の周知方法については、従来の広報紙、HP、チラシの配布以外の新たな周知方法には取り組めなかったため、令和元年度は工夫して周知方法に取り組む。
- ③ 電算システムについては、税制改正事項の反映漏れがあったため委託業者と連携を図り、税制改正事項の確認、税制改正のシステム反映を確認して課税誤りの未然防止に取り組む。
- ④ 税額に関する問い合わせに対し、町民目線に立ちながら丁寧にわかりやすい説明を行った。今後も公平・公正・適正な賦課業務に取り組み、納税者への説明責任を果たしていく。
- ⑤ 個人情報の取り扱いについては、紙媒体及び端末内データの管理保護、情報漏洩防止等に対し、課内での情報共有を徹底している。他課での課税情報の取り扱いについてヒアリングを実施し、税情報の適正な管理を行った。今後も同様な対応を継続していく。
- ⑥ 危機管理の取り組みとして、町民税・諸税係では手書き申告に取り組む、資産税係では被災家屋被害認定研修に参加したほか、課員全員で老朽家屋の災害認定研修を行い資質向上に努めた。被災市町村への視察を行い災害の備えの重要性を認識した。今後は被害を想定したマニュアル作成に取り組んでいく。

5. 所管する主な事務事業

総合計画体系コード	実施計画掲載事業

部署名	所属長
収納課	多々木 伸二
<p>1. 現状と課題</p> <p>①町税の収納率は、県平均並みの収納率を維持している。滞納繰越分については、引き続き滞納処分、執行停止をすすめていく必要がある。</p> <p>②より確実な徴収方法としての口座振替は収納率向上に効果があるため平成30年度も利用を拡大する必要がある。</p> <p>③居住実態がなく住民登録が残っている納税者が、滞納整理の妨げとなっている。</p> <p>④危機管理の取り組みとして、災害発生時の業務について、検討する必要がある。</p>	
<p>2. 取組方針</p> <p>①財産調査や居住実態調査を計画的に実施し、差押え等の滞納処分や執行停止処理を効率的に行い、滞納額の圧縮を図る。また、太田行政県税事務所との大口案件の合同検討会を定期的を開催し、案件についての処理方針の決定を行う。</p> <p>②口座振替申込書を納税通知書に引き続き同封し、窓口での勧奨等による口座振替の推進を行う。また、広報紙、ホームページ等を利用し、納期内納税の啓発を図る。</p> <p>③居住実態調査を実施し、非居住判明者は職権消除依頼、併せて入管等関係機関への照会を行い、その結果を受け関係課との連絡調整を行う。</p> <p>④災害発生時の業務について、町税の徴収猶予や執行停止処理に関して、災害時に対応した行動指針を作成する。</p>	
<p>3. 中間レビュー</p> <p>①計画的に滞納者の財産調査を実施し、その結果により適正に滞納処分や執行停止処理を行った。今後も継続して行う。また、大口案件の合同検討会については上半期は開催ができなかったが、下半期には開催し処理方針の決定をしていく。</p> <p>②引き続き納税通知書に口座振替申込書を同封するとともに、窓口での勧奨等により口座振替の推進を図った結果、上半期の口座振替者数は、昨年度より629件増加している。また納期限について、ホームページ、広報紙では納期月毎に掲載し、納期内納税の啓発を図った。今後も同様な取り組みを行う。</p> <p>③毎月滞納者の居住実態調査を行うとともに、入国管理局へ照会を随時行い実態を把握し、非居住者については関係課に通報した。今後も継続して行う。</p> <p>④参考資料の収集を行ってきたが、今後は災害を経験した自治体への視察を行い、本町に適した行動指針の作成に取り組む。</p>	

4. 最終レビュー

- ① 計画的に滞納者の財産調査を実施するなど適正に滞納処分や執行停止処理を行ったが、差押え可能な預貯金・給与などの財産の発見が進まず処分件数が減少したため、滞納繰越分の予算額減となってしまった。今後は滞納処分の計画や手法の現状分析を行い、課内で共有し組織として滞納額の圧縮に取り組む必要がある。また、大口案件について合同検討会を10月に開催し、令和元年度公売実施予定物件の選定を行った。今後は公売の準備を進めていく。
- ② 利用拡大のため、継続して納税通知書に口座振替申込書を同封するとともに、窓口での勧奨等により口座振替の推進を行った結果、口座振替者数は平成29年度より964件増加した。また、納期限についてホームページや広報紙に掲載し、納期内納税の啓発を図った。
- ③ 定期的に滞納者の居住実態調査を行うとともに、入国管理局へ照会を随時行い実態を把握し、非居住者については関係課に通報した。
- ④ 参考資料の収集や災害を経験した自治体への視察を行った。今後は視察自治体の業務対応を参考として災害時に対応した町税の徴収猶予などに関しての本町に適した行動指針の作成に取り組んでいく。

5. 所管する主な事務事業

総合計画体系コード	実施計画掲載事業
61201	徴収総務費・徴収費

部署名	所属長
健康福祉部	笠松 智広

1. 現状と課題

- ①第二次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画については、計画初年次であるので、住民に周知を図るとともに、地域住民、社会福祉協議会、行政が一体となって事業に取り組まなければならない。
- ②生活困窮者対策については、依然、多数の相談があり相談内容も多岐にわたるため、関係機関と連携し、自立支援の強化を図る必要がある。
- ③ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加するなか、住み慣れた地域で健康で自立した生活を送れるよう、介護保険事業と連携した支援サービスの提供を促進しなければならない。
- ④避難行動要支援者対策事業については、災害時のみならず、平常時の見守りにも活用できるよう、名簿の更新と個別避難計画の整備を進めなければならない。
- ⑤団塊の世代が65歳に達し、本町の高齢化率も21%を超え、本格的に超高齢社会を迎えることとなった。高齢者が住み慣れた地域で、生き生きと生活できることが課題であり、そのためには地域包括ケアシステムの深化・推進が必要である。
- ⑥市町村において、自殺対策計画の策定が義務づけられ、新しい自殺総合対策大綱が示されたことを受け、計画の策定が必要である。
- ⑦第二次元気タウン大泉健康21計画に掲げた「健康寿命の延伸」を目指し、生活習慣病の予防や健康的な生活習慣の実践のため、生活習慣病に関する周知や啓発を推進するとともに、各種けんしん等の受診率向上が求められている。
- ⑧少子化対策は喫緊の課題である。これまで不妊症や不育症治療の一部助成をしてきたが、少子化対策としての更なる支援が必要である。また、産前・産後サポートの充実が求められている。
- ⑨町民の医療に対する関心は高い。地域医療や広域医療がさらに充実するよう関係機関と協力することが必要である。

2. 取組方針

- ①第二次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画については、概要版の配布や地区説明会の開催により住民に周知を図り、地域住民と一体となって、地域福祉推進のための新たな事業も検討しながら、事業の実施に取り組む。
- ②生活困窮者対策については、各種制度の活用や保健福祉事務所をはじめとする関係機関と連携し、自立に向けた支援に取り組む。また、子どもの生活実態調査を受けた子どもの貧困対策についても取り組みを強化していく。
- ③高齢者に対する介護保険事業と連携した支援サービスの提供については、対象者が必要とする居宅支援サービスが提供できるよう、介護サービス事業所や地域包括支援センターなどと情報の共有を図り、協力・連携し、事業を推進する。
- ④避難行動要支援者対策事業については、より多くの方が、地域の防災組織などへの名簿提供に同意していただけるよう啓発を推進する。また、民生委員や地域の防災組織と協力し、名簿の更新と個別避難計画の整備を進める。
- ⑤地域包括ケアシステムの深化・推進のために、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援体制整備などの充実を目指す。
- ⑥今年度、自殺対策基本計画の策定を行うことで、自殺者のない社会を目指す。
- ⑦各種けんしんについては、一部負担金の引き下げ、乳がん検査において、マンモグラフィと超音波検査の併用などを行ってきた。今年度は胃がん検診に胃内視鏡検査の導入を行うことで、早期発見、早期治療を目指すとともに、受診率の向上を目指す。
- ⑧少子化対策の一環として、新生児聴覚検査への補助を行い、保護者の経済的負担を減らす。また、産前・産後サポートの充実のため、子育て世代包括支援センターの調査研究や産後ケア事業の利用促進を図る。
- ⑨地域医療については、引き続き医師会と、広域医療については、邑楽館林医療事務組合等と協議しながら、医療体制の充実を図る。また、周産期医療の充実のため、太田記念病院の地域周産期母子医療センターへの補助を行う。

3. 中間レビュー

- ① 第二次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画の概要版を全戸配布し周知を図った。地域福祉の核となる人材等の発掘や関係づくりを優先課題としたため、地域説明会は延期した。また、社会福祉協議会主催の新たなイベントを実施予定であるが、積極的に支援をしていく。
- ② 出張ハローワークを開催するなど関係機関と連携し、自立に向けた支援に取り組んでいる。また、子ども食堂や学習支援等、子どもの居場所づくりに対し支援をしているが、引き続き関係機関と連携し取り組んでいく。
- ③ 介護サービス事業所や地域包括支援センターなどと連携し支援を実施しており、今後も、関係機関等と情報を共有し、協力・連携しながら事業を推進していく。
- ④ ひとり暮らし高齢者の調査資料等をもとに、名簿の更新と個別避難計画の整備を進めている。
- ⑤ 住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ケア会議やオレンジカフェ(認知症カフェ)の開催による、情報共有、相談体制の整備等を図っている。また、地域での課題を協議する場としての「協議体」の設立に向け準備を進めている。
- ⑥ 自殺対策計画については、自殺対策本部と自殺対策推進委員会を設置し、計画の内容について協議中である。
- ⑦ 各種けんしんについては、個人通知により周知をするなど、受診率向上に向け取り組んでいる。
- ⑧ 新生児聴覚検査補助については、医療期間の協力を得ながら実施をしている。また、子育て世代包括支援センターについては、研修会に参加するなど調査研究を進めており、産後ケア事業については、母子手帳交付時などに事業説明を行い、利用促進を図っている。
- ⑨ 地域医療については、医師会や歯科医師会と協議しながら事業を実施している。広域医療については、邑楽館林医療事務組合と協議を継続している。また、地域周産期母子医療センターへの補助については、申請に基づき、内容を確認し、事業認定を行った。

4. 最終レビュー

- ① 第二次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画の概要版を全戸配布し周知を図った。また、社会福祉協議会主催の「第1回市民活動フェスティバル」への支援に加え、参加をし、計画についてのパネル展示を行い、さらなる周知を図った。
- ② 出張ハローワークを開催するなど関係機関と連携し、自立に向けた支援に取り組んだが、就労に結びつけることができなかった。
子ども食堂や学習支援等、子どもの居場所づくりに対し、関係機関と連携し取り組むことができた。
- ③ 介護サービス事業所や地域包括支援センターなどと連携し支援を実施した。また、関係機関等と情報を共有し、協力・連携しながら事業を推進した。
- ④ ひとり暮らし高齢者の調査資料等をもとに、支援が必要な要介護者等から名簿提供の同意を得て、自主防災組織等に依頼し、名簿の更新と個別避難計画の整備を行った。
- ⑤ 住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ケア会議やオレンジカフェ(認知症カフェ)を開催し、情報共有、相談体制の整備等を図った。また、地域での課題を協議する場として、第1層、第2層の協議体を立ち上げることができた。
- ⑥ 自殺対策計画については、パブリックコメントの意見等を踏まえながら策定した。令和元年度からは、計画を推進するための取り組みを行う。
- ⑦ 各種けんしんについては、乳がん検診の総合判定、胃内視鏡検査を導入し、病気の早期発見、早期治療に努め、また、生活習慣病の啓発を行ってきたが、受診率の向上には至らなかった。
- ⑧ 新生児聴覚検査補助については、医療機関の協力を得ながら実施をした。また、子育て世代包括支援センターについては、研修会への参加や先進事例の調査研究を行った。産後ケア事業については、対象者へのわかりやすい説明を行ったことにより利用促進が図られた。新規事業として、妊婦の経済的負担の軽減を図るため、妊婦医療費助成事業を実施した。
- ⑨ 地域医療については、医師会や歯科医師会と協議しながら事業を実施した。広域医療については、邑楽館林医療事務組合と協議をし、平成31年度からの負担割合等を決定した。また、地域周産期母子医療センターへの補助については、事業認定を行い、補助金を交付した。

5. 所管する施策

施策の体系	施策名	所管課
411	保健・医療の充実	健康づくり課
421	地域福祉の推進	福祉課
422	障害者福祉の充実	福祉課
424	高齢者福祉の充実	高齢介護課
425	公共交通の利用促進	福祉課・高齢介護課
431	社会保障の充実	高齢介護課
541	勤労者行政の推進	高齢介護課

部署名	所属長
福祉課	酒井 清

1. 現状と課題

- ①第二次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画については、計画初年次であり住民に広く周知する必要がある。また、地域福祉推進のため地域住民、社会福祉協議会、行政が一体となって事業の実施に取り組む必要がある。
- ②民生委員・児童委員については、住民にとって一番身近な相談窓口であり、また、相談内容も多岐に渡るため、委員それぞれのスキルアップを図る必要がある。
- ③生活困窮者等については、引き続き多数の相談があり、自立支援の強化が必要である。また、収入のみならず、様々な問題が複合化していることが多く、関係機関等と連携して支援する必要がある。
- ④第五次大泉町障害者基本計画は3年次、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画が、初年次であるので、計画の進捗管理や必要な人に必要な障害福祉サービスを提供する必要がある。
- ⑤障害者差別解消法や人権擁護条例の施行に伴い、障害者の差別解消について、積極的に取り組む必要がある。

2. 取組方針

- ①第二次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画については、概要版を配布するとともに、町社会福祉協議会と連携して、地区説明会を実施し周知を図る。そして、地域福祉の重要性の理解を深め地域住民と一体となって事業の実施に取り組む。また、関係各課、町社会福祉協議会、学識経験者、地域住民等と連携し、地域福祉推進のための新たな事業を検討する。
- ②民生委員・児童委員については、定例会議を活用し、様々な制度説明や意見交換等を通じて情報共有を図るとともに、県、郡民生委員協議会に積極的に参加できるよう支援し、委員としてのスキルアップを図る。
- ③生活困窮者等については、各種制度の活用や保健福祉事務所、町社会福祉協議会、ハローワーク、企業等と連携し自立に向けた支援に取り組む。また、子どもの生活実態調査の結果を受けた子どもの貧困対策について取り組みを強化していく。
- ④第五次大泉町障害者基本計画、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画について、進捗管理、検証を行うとともに計画に基づく事業及び障害福祉サービス量に対する確保策を実施する。
- ⑤障害者の差別解消について、広報、ホームページや講演会等を通じて、障害者についての理解を深めるための啓発活動を実施する。特に、手話及びろう者について理解を深めるため、手話に関する施策の推進方針に基づく事業を関係団体等と連携し実施していく。

3. 中間レビュー

- ① 第二次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画については、概要版を全戸配布した。また、計画の周知を目的に開催する予定だった地区説明会を延期し、地域への浸透を図っていくために、核となる人材等の発掘や関係づくりを最優先課題として進めている。地域福祉の理解や地域住民と一体となって開催する事業については、社会福祉協議会の主催により地域福祉推進のため、新規事業としてイベントを開催予定のため、積極的に関わり支援をする。
- ② 民生委員・児童委員については、定例会時における関係各課からの制度説明を受け、今後も邑楽郡や群馬県で開催される研修会に、引き続き参加することで委員間の情報共有やスキルアップを図る。
- ③ 生活困窮者等については、自立に向けた支援として、出張ハローワークを開催した。今後も定期的で開催するとともに、求人先を拡大するために町内企業を訪問する。また、子どもの貧困対策については、関係機関と相談し取り組みについて協議する。
- ④ 第五次大泉町障害者基本計画、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の進捗については、計画に基づいたグループホームの整備を進めている。なお、各種計画の検証については、下半期に向け実施する。また、計画に基づく事業については、引き続き、実施するとともに、障害福祉サービス量に対する確保策については検討していく。
- ⑤ 障害者の差別解消については、広報紙やホームページに掲載するなど適切に周知し、啓発することができた。また、手話体験型イベントの開催にむけて、関係団体との協議を実施している。

4. 最終レビュー

- ① 社会福祉協議会主催による「第1回市民活動フェスティバル」に参加・協力し、第二次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画についてパネル展示を行うことで、計画の周知が図れた。併せて、来場者へのアンケートを実施することでボランティアに関する関心度について把握することができた。
- ② 民生委員・児童委員については、郡・県の研修会に参加し、各委員のスキルアップが図れた。また、定例会においても各種制度の概要説明を中心とした研修を実施したほか、各委員間や委員で構成する専門委員会の報告を受け、委員間の情報共有を得ることができた。
- ③ 生活困窮者等については、求人先の拡大を目的に町内企業(5社)に対して制度の周知を図った。また、出張ハローワークについては実施したが直接就労に結びつけることはできなかった。取り組みの中で新たな課題(言語の問題)が認識できたので関係機関等と調整し、進める必要がある。
- ④ 障害関係の各計画に基づいたグループホームの整備については順調に建設が進んでおり工事期間内には竣工となる。また、各種計画に基づいた検証については数値目標に対し平成30年度の動向等比較検証を行った。計画に基づく事業については適切に実施することができた。
- ⑤ 障害者の差別解消に向けて、障害者の理解について広報紙や町ホームページに掲載することができた。また、手話体験型イベントを開催し手話についての周知が図れた。さらには、福祉ショップを設置し福祉施設の活動を広く知らせることができた。

5. 所管する主な事務事業

総合計画体系コード	実施計画掲載事業
42101	社会福祉協議会運営費補助事業
42102	民生児童委員補助事業
42104	生活困窮者等生活就労支援事業
42201	地域生活支援事業
42502	福祉タクシー使用料補助事業

部署名	所属長
高齢介護課	宮永 和枝
1. 現状と課題	
<p>①ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、高齢者が住み慣れた地域で健康で自立した生活を送れるよう、介護保険事業と連携した支援サービスの提供を促進しなければならない。</p> <p>②高齢者デマンド交通運行事業については、通院や買い物の利用時における利便性の向上を図り利用を促進しなければならない。</p> <p>③高齢者の健康増進と学習及び交流の場として、年間約2万人の人に利用されている老人福祉センターについては、老朽化に対応するために、必要な修繕を行い、施設の維持管理に努めなければならない。</p> <p>④避難行動要支援者対策事業については、災害時のみならず平常時の見守りにも活用できるよう、名簿の更新と個別避難計画の整備を進めなければならない。</p> <p>⑤本町の高齢化率も年々上昇しており、超高齢社会を迎えた。今後も高齢者が住み慣れた地域で生き生きと生活することができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進が必要である。</p> <p>⑥高齢者が地域で生きがいや役割をもっていつまでも元気に生活できるよう、介護予防の推進に取り組む必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>①介護保険事業と連携した支援サービスについては、介護保険事業対象外であっても、支援を必要とする人に居宅支援サービスが提供できるよう、介護サービス事業所や地域包括支援センターなどと協力して事業を推進する。また 徘徊探知サービス事業については、利用しやすい機器の導入を検討するとともに、警察をはじめとする関係機関との協力体制を強化する。</p> <p>②高齢者デマンド交通運行事業については、安全性を確保しながら、可能な限り商店などの近くに乗降所を増設する。また、できるだけ多くの利用者の声を聴き、事業運営に反映させる。</p> <p>③老人福祉センターについては、指定管理者と連携して設備を含めた施設の維持管理を行い、利用者のサービスの向上につながるよう、引き続き優先順位を付けながら修繕を行う。</p> <p>④避難行動要支援者対策事業については、より多くの方が、地域の防災組織などへの名簿の提供に同意いただけるよう啓発を推進する。また、民生委員や地域の防災組織と協力し、名簿の更新と個別避難計画の整備を進める。</p> <p>⑤地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、医師会等と連携し在宅医療・介護連携を推進するとともに、生活支援体制の整備、認知症カフェをはじめとする認知症施策の充実を図る。</p> <p>⑥介護予防活動を推進するため、介護予防サポーター等の人材育成を推進する。また、介護予防サポーターを中心とした住民主体の介護予防活動を支援する。</p>	

3. 中間レビュー

- ①ひとり暮らし高齢者等の在宅生活を支えるため、給食サービスや緊急通報装置の貸与等、居宅支援サービスについて、地域包括支援センター等と連携しながら、支援を行っている。徘徊の不安のある認知症高齢者については、警察等と連携し家族等に対し徘徊探知サービスの利用を進めている。
- ②高齢者デマンド交通運行事業については、利用者のニーズ等を把握するため、登録者及び未登録者に対し、アンケート調査を実施した。また、より利用しやすい運行方法等を検討するため、他町へ視察を行った。乗降所については、利用者からの要望等を踏まえ、調整を行いながら設置している。
- ③老人福祉センターについては、指定管理者と連携し、適切な維持管理を行っている。また、指定管理者の委託期間が今年度で終了するため、次の指定管理者の選定に向け、準備を行っている。
- ④避難行動要支援者対策事業については、実施したひとり暮らし高齢者の調査資料をもとに、名簿の更新と個別避難計画の整備に向け、業務を進めている。
- ⑤地域包括ケアシステムの深化・推進については、在宅医療・介護連携推進事業を委託した医師会と共に、医師と介護事業者及び行政との連携がスムーズに行われるよう、随時会議等により情報共有を行っている。また、認知症カフェについては、2カ所に委託先において順調に実施されており、生活支援体制整備事業については、勉強会を開催し、協議体の立ち上げに向け準備を進めている。
- ⑥住民主体の介護予防活動については、昨年度に引き続き、自主的に介護予防活動に取り組む団体に対し補助金を交付し支援を行っている。

4. 最終レビュー

- ①ひとり暮らし高齢者等の在宅生活を支えるため、給食サービスや緊急通報装置の貸与等、居宅支援サービスについて、地域包括支援センター等と連携しながら、支援を行った。また、徘徊の不安のある認知症高齢者を抱える家族の不安解消を図るため、警察等と連携し、徘徊探知機の貸与を行った。
- ②高齢者デマンド交通運行事業については、利用者のニーズ等を把握するため、アンケート調査を実施するとともに、より利用しやすい運行方法等を検討するため、他町への視察を行った。令和元年度は、さらに利用者の増加が図れるよう、要綱の見直しを行い、利用者を妊婦及び未就学児まで拡大し、1年間、試行運行を実施する。
- ③老人福祉センターについては、指定管理者と連携し、適切な維持管理を行うとともに、次の指定管理者の選定を行い、平成31年度から3年間の指定管理に関する基本契約を締結した。
- ④避難行動要支援者対策事業については、実施したひとり暮らし高齢者の調査資料や支援が必要な要介護者や障害者等から名簿提供への同意をいただき、自主防災組織等に依頼し、名簿の更新と個別避難計画の整備を行った。
- ⑤地域包括ケアシステムの深化・推進については、在宅医療・介護連携推進事業を委託した医師会と連携し、随時会議等により情報共有を行うとともに、認知症カフェについては、地域包括支援センター及び介護老人福祉施設「あいの花」で実施し、多くの人に参加いただいた。生活支援体制整備事業については、第1層及び第2層の協議体の立ち上げを行うことができた。
- ⑥住民主体の介護予防活動については、自主的に介護予防活動に取り組む12団体に対し、補助金を交付し、地域の介護予防活動を支援した。

5. 所管する主な事務事業

総合計画体系コード	実施計画掲載事業
42401	緊急通報装置貸与事業
42402	老人クラブ活動費補助事業
42403	シルバー人材センター補助事業
42404	高齢者熱中症対策事業
42405	一般介護予防事業
42406	避難行動要支援者対策事業
42503	高齢者デマンド交通運行事業
43104	包括的支援事業
54104	介護職員等永年勤続表彰事業

部署名	所属長
健康づくり課	長谷川 則雄
<p>1. 現状と課題</p> <p>① 第二次元気タウン大泉健康21計画に掲げた「健康寿命の延伸」を目指し、生活習慣病の予防や健康的な生活習慣の実践のため、生活習慣病に関する周知や啓発を推進するとともに各種けんしん等の受診率向上が求められている。</p> <p>② 自殺対策基本法が改正され、平成30年度までに自殺対策基本計画を策定することが義務づけられたため、本年度中の計画策定が必要である。</p> <p>③ 少子化対策は喫緊の課題であり、さらなる支援が必要である。</p> <p>④ 町民ニーズに対応するため、医師会や関係機関と連携を図り、地域医療や広域医療が充実するよう取り組む必要がある。</p>	
<p>2. 取組方針</p> <p>① 10年計画の5年目を迎えた第二次元気タウン大泉健康21計画について、計画の進捗状況とその目標達成状況の中間評価を行い、計画取り組みの改善につなげる。 各種けんしんについては、昨年度に一部負担金の引き下げを行い、個人通知にも工夫を加え、検診の精度を高めるために乳がん検診のマンモグラフィに超音波検査を加えた併用検診を実施してきた。今年度も検診の精度管理の向上を目指し胃がん検診に胃内視鏡検査を加え実施する。 また、生活習慣病に関する周知や啓発を推進するとともに、各種けんしんの受診率向上に努める。</p> <p>② 自殺対策基本計画の策定に取り組み、自殺予防の推進を図る。</p> <p>③ 少子化対策の一環として、地域周産期母子医療センターに補助を開始するとともに、不妊症や不育症の助成を継続する。 新生児聴覚検査については、異常の早期発見や早期対応に努めるとともに、保護者に対し検査に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。 また、産前・産後サポートの充実のため、子育て世代包括支援センターの調査研究や産後ケア事業の利用促進を図る。</p> <p>④ 町民ニーズに対応するため、地域医療については医師会や関係機関と、広域医療については、邑楽館林医療事務組合等と協議しながら医療体制の充実を図る。</p>	
<p>3. 中間レビュー</p> <p>① 第二次元気タウン大泉健康21計画について、中間評価の作業を進めている。胃がん検診をはじめとする各種けんしんについては、個人通知で周知を行うとともに、精度管理を適切に行いながら実施している。下半期も引き続き個人通知による周知を行い、受診率の向上に取り組む。</p> <p>② 自殺対策基本計画の策定については、自殺対策本部と自殺対策推進委員会を設置して、計画の内容について協議中である。下半期はパブリックコメントを実施し、計画策定に向けて事務を進める。</p> <p>③ 地域周産期医療センターの補助については、申請に基づき内容を確認して事業認定を行った。 新生児聴覚検査については、産科医療機関の協力を得ながら円滑な事業運営を行っている。 産前・産後サポートの充実については、子育て世代包括支援センターについて、群馬県が実施する研修会等に参加し調査研究を行っている。また、産後ケア事業については、母子手帳交付時や新生児訪問時に事業の説明を行い、利用促進を図っている。下半期についても、遺漏なく事務を進める。</p> <p>④ 地域医療については、予防接種や歯科診療について医師会や歯科医師会と連携しながら今年度予定した事業を進めている。 また、広域医療については、邑楽館林医療事務組合と一般医療や救急医療の整備について協議をしている。</p>	

4. 最終レビュー

- ①第二次元気タウン大泉健康21計画についての中間評価を行い、報告書にまとめた。計画は概ね順調に推進していることが確認できた。
各種けんしんについては、乳がん検診の結果をマンモグラフィと超音波検査の総合判定としたことにより精度が高まり、要精密検査者の減少につながった。胃内視鏡検査については計画どおり事業を進め、検診の精度管理の向上を図ることができた。また、各種健康講座をとおして生活習慣病に関する啓発を行った。各種けんしんの受診率向上については、個別通知による受診勧奨を行ったが向上には至らなかった。
- ②自殺対策基本計画の策定については、パブリックコメントを実施し、策定事務を予定どおり進めた。令和元年度からは、計画の推進に向けた取り組みを行う。
- ③少子化対策については、地域周産期母子医療センターに補助金の交付を行った。また、不妊症や不育症の助成事業については、医療機関と連携しながら治療を希望する人への支援を行った。新生児聴覚検査については、産科医療機関と連携しながら異常の早期発見や早期対応を図ることができた。
産前・産後サポートの充実については、子育て世代包括支援センターについて、先進事例を参考に調査研究を進めた。
産後ケア事業については、対象者にわかりやすい事業の説明を行い、利用促進につなげた。また、新規事業として、妊婦の医療費の負担軽減を目的とした妊婦医療費助成事業を実施した。
- ④地域医療については、医師会や歯科医師会と連携し予防接種や歯科診療の事業を予定どおり実施した。また、令和元年度の事業実施に向けた調整を行った。
広域医療については、邑楽館林医療事務組合の負担金について、構成団体と協議をして、平成31年度からの負担割合等を決定した。

5. 所管する主な事務事業

総合計画体系コード	実施計画掲載事業
41101	麻しん・風しん予防接種
41102	健康診査事業
41103	がん検診事業
41104	歯と口の健康づくり事業
41105	1歳6か月児・3歳児健康診査
41106	乳児家庭全戸訪問事業
41107	地域精神保健福祉事業
41108	不育症治療助成事業
41109	産前・産後サポート事業
42103	大泉町保健福祉総合センター管理運営費

部署名	所属長
住民経済部	岩瀬 和重

1. 現状と課題

- ①住民課窓口については、限られたスペースでスムーズに手続きができるように、窓口の案内をしていく必要がある。
- ②国保制度改革により、県が財政運営責任を負うなど、国保の中心的な役割を果たすことになり、町は、データヘルス事業等、被保険者の特性に応じた、きめ細かい保健事業を実施することとなる。
- ③企業誘致・支援については、限られた土地を有効活用し、合わせて企業情報や企業要望を的確に収集し支援することで、雇用の拡大に繋げていく必要がある。
- ④観光振興については、町観光協会などの関係機関と連携し、新たな観光資源を発掘し、魅力ある観光地づくりを行い、商業振興に繋げる必要がある。
- ⑤商工業振興については、町内経済活性化を促進するため、引き続き、住宅リフォーム補助制度や店舗リニューアル補助制度を行い、商工業者を支援していく必要がある。
- ⑥農業振興については、認定農業者制度普及促進のため、人・農地プランの推進を図り、いかに農業後継者を育成し、合わせて新規就農者を確保していくかが課題である。

2. 取組方針

- ①住民課窓口については、お客様の満足度を向上させるようなサービスを提供するため、積極的にあいさつ先手運動を実践し、窓口案内を行う。
- ②データヘルス計画により、生活習慣病の重症化予防を実施する。特に特定保健指導の利用勧奨や糖尿病性腎症重症化予防を行い、早期治療に向けた支援を行う。
- ③企業誘致・支援については、企業訪問や企業情報交換会を実施し支援策を周知する。また、企業の事業拡大に対する支援制度や県等の関係機関と情報収集・交換を図り、新規企業の町内進出に対応する。
- ④観光振興については、国際色豊かな町をメディアを通じてアピールするとともに、官学連携して町独自の特産品開発を図ることで、町外からの観光誘客の増加に繋げる。
- ⑤商工業振興については、住宅リフォーム補助制度や店舗リニューアル補助制度を継続して実施し、商工業者を支援することで、住環境の向上及び町内経済の活性化を図る。
- ⑥農業振興については、認定農業者及び担い手を確保するため、制度の普及・啓発及び研修会等を開催する。合わせて人・農地プランの推進を図る。

3. 中間レビュー

- ①声がけ先手を徹底し、積極的にお客様の用件をお聞きした。お客様が迷わないように、常にお客様の様子を気にかけて声がけを行った。引き続き声がけ先手案内を実践していく。
- ②特定健診については、ホームページ、広報紙等による周知、電話による受診勧奨を行い、受診率の向上を図っている。特定健康診査の個別検診については、実施期間を1ヶ月延長し8月末まで実施したが、集団健康診査は10月末日が最終実施日となっている。既に終了した特定健康診査の結果により、特定保健指導を行うとともに、特定保健指導糖尿病性腎症重症化予防についても、引き続き、医療機関の受診が必要な人に対し、受診勧奨通知の送付や自宅訪問による受診勧奨を行っていく。
- ③企業誘致・支援については、上半期に異業種による企業情報交換会の実施や企業訪問を通じて情報交換を図り、各種奨励金制度等の周知を行った。今後、異業種による企業情報交換会の開催や県主催の「ぐんま企業立地セミナー」に参加するなど、本町の立地環境や支援制度のPRを行っていく。
- ④観光振興については、大泉まつりなどの観光イベントの実施やググッとぐんま観光キャンペーンを活用して、観光誘客を図った。引き続き、観光協会等の各種団体と連携し、本町の特色を活かした観光振興を図っていく。
- ⑤商工業振興については、住宅リフォーム助成制度を継続して実施している。また、店舗リニューアル補助を行い、商店支援や空店舗対策を図っている。引き続き、商工会と連携をし、商工業振興を図っていく。
- ⑥農業振興については、関係機関と連携して普及啓発活動を行っており、新規の就農相談があったため、認定新規就農者として認定できるよう継続して相談中である。

4. 最終レビュー

- ①来庁されたお客様に対して、職員による声がけ先手を行うことができた。今後も、お客様の様子に注視して声がけ先手案内を行い、的確に用件をお聞きし、お客様アンケートの満足度を高める。
- ②特定健康診査は10月31日をもって終了した。未受診者にハガキや電話による受診勧奨を行ったが、最終的な受診率は平成29年度を下回った。健診結果から、特定保健指導の対象者には電話による受診勧奨、また、医療機関での受診が必要な人に対しては通知や自宅訪問による受診勧奨を行い、糖尿病性腎症など生活習慣病の予防を図った。
- ③業種別（土木、建設、設備関連）による企業情報交換会を10月に102社、153名の参加により開催した。また、11月に県主催の企業立地セミナーに参加し、本町の企業誘致等に関する支援制度を効果的にPRすることができた。
- ④観光イベントとして大泉まつりを実施した。また、町観光協会と連携して「上州ぐんま産直市」、ツーリズムEXPOジャパン2018へ参加し、町の特色をPRするなど誘客の増加を図った。引き続き、県及び関係団体と連携して積極的に観光振興を行う。
- ⑤平成30年度の住宅リフォーム申請件数は40件で平成29年度に比べて12件増、店舗リニューアルの申請件数は1件で平成29年度に比べて1件減であった。引き続き、商工会と連携した商工業振興を行い、町内経済の活性化を図った。
- ⑥平成30年度の新規就農相談件数は1件である。町に対する認定申請書類を作成中であり、令和元年度当初に提出する予定である。

5. 所管する施策

施策の体系	施策名	所管課
251	消費者行政の充実	住民課
431	社会保障の充実	国民健康保険課
511	経営基盤の安定化	経済振興課
512	経営の高度化	経済振興課
521	商業の振興	経済振興課
522	商業経営の安定化	経済振興課
531	農業経営者・組織の育成	経済振興課
532	農業経営の安定化	経済振興課
541	働きやすい環境の充実	経済振興課
551	観光の振興	経済振興課
624	人権対策の推進	住民課

部署名	所属長
住民課	萩口 由恵
<p>1. 現状と課題</p> <p>①住民課は、多種多様な手続きの窓口であり利用者が多いが、待合スペースが狭いため混み合うことが多い。スムーズな手続きの案内が出来るよう、限られたスペースの中での工夫が必要である。</p> <p>②消費生活センターにおいては、消費者問題に関するトラブルが後を絶たないことから、センターの存在についてのPRと、あらゆる世代に対するトラブル防止のための消費者教育、消費者啓発が必要である。</p> <p>③配偶者暴力相談支援センターについては、あらゆる場面に対応できるように相談員の資質の向上を図ること、また、平成29年10月からスタートした「女性のための法律相談事業」については、開催日時の周知をタイムリーに行っていくことが重要である。</p> <p>④個人情報の取扱いについては、日々の管理の徹底と職員意識の維持が重要である。</p>	
<p>2. 取組方針</p> <p>①お客様に満足して帰っていただけるような窓口サービスの提供を行うために、声がけ先手により来庁目的を理解し、スムーズに手続きが済むような案内を実践していく。</p> <p>②消費生活センターにおいては、積極的に出前講座や周知活動を行っていき、あらゆる世代に対し被害やトラブルに遭わないよう呼びかけていく。</p> <p>③配偶者暴力相談支援センターについては、相談窓口があることの周知と、積極的に研修会へ参加することにより相談員の更なるスキルアップを図っていく。また、女性のための法律相談事業については、町広報やホームページなどを利用して開催日時の周知を図る。</p> <p>④個人情報の取扱いについては、職員の意識を高め、日常業務の中での取扱いについて細心の注意を払って厳重な管理を行っていく。</p>	
<p>3. 中間レビュー</p> <p>①声がけ先手を徹底し、積極的にお客様の用件を聞くようにした。お客様が迷っている状態をなくすよう、常にお客様の様子を気にかけて声がけを行ってきた。今後も声がけ先手を実践していく。</p> <p>②消費生活センターの周知と消費者教育を目的として、多くの出前講座と周知活動を行った。それらの成果があったのか、情報提供のためにセンターを訪れる方が増えた。被害の未然防止につながるよう、引き続き周知活動を行っていく。</p> <p>③配偶者暴力相談支援センターでは、相談者に寄り添い、的確な支援を行うことが出来た。また、必要に応じ、女性のための法律相談へつなぎ、法的な部分でのアドバイスが受けられるよう連携をとった。今後もさらなる相談員のスキルアップのため、研修会へ積極的に参加していく。</p> <p>④個人情報については、文書管理やデータ管理等、全員が危機管理意識を持って業務に当たっている。継続して管理の徹底に努める。</p>	

4. 最終レビュー

- ①お客様が玄関から入ってくる時から、お客様の様子を気にかけて声がけをしている。迷っているお客様がいないよう、積極的な声がけが実践できた。
- ②計画的な出前講座と周知活動を行った。また、中学生への消費者教育も充実させることが出来た。最近、新しい詐欺の手口が出てきているので、出前講座の内容も新しい情報を取り入れて見直していきたい。
- ③配偶者暴力相談支援センターには相談者が生活状況の報告に来ることもあり、自立のための支援が実を結びつつあると感じられるようになってきた。女性のための法律相談については、開催日時が掲載されたポスターやチラシを配付し、周知を行った。
- ④個人情報を取り扱う部署として、職員の意識は高く維持され、データの形態に関わらず、全課員が緊張感を持って厳重管理を徹底することができた。

5. 所管する主な事務事業

総合計画体系コード	実施計画掲載事業
25101	消費生活センター運営事業
62401	配偶者暴力相談支援センター事業

部署名	所属長
国民健康保険課	青木 宜尚

1. 現状と課題

- ①国保制度改革により、平成30年度からは県が財政運営の責任主体となる。保健事業については、引き続き町で実施することとなり、データヘルス計画等に基づき、本町の被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施し、生活習慣病の発症や重症化の防止を図る必要がある。

2. 取組方針

- ①第2期データヘルス計画等に基づき、特定健康診査の受診率の向上を図り、特定保健指導の対象者に対して特定保健指導の利用勧奨を行う。また、糖尿病性腎症重症化を防止するため、未治療者等に対しては、早期受診・早期治療に向けた支援を行う。

3. 中間レビュー

- ①特定健康診査については、ホームページ、広報紙等により周知し、電話による受診勧奨を行い、受診率の向上を図っている。特定健康診査の個別健康診査については、実施期間を1か月延長し8月末まで実施したが、集団健康診査は10月末日が最終の実施日となっている。既に終了した特定健康診査の結果により、特定保健指導を引き続き行うとともに、併せて糖尿病性腎症重症化予防についても、医療機関の受診が必要な人に対して、受診勧奨通知の送付や自宅訪問により受診勧奨を行っている。

4. 最終レビュー

- ①特定健康診査については、ホームページ、広報紙等により周知し、ハガキや電話による受診勧奨を行った。集団健診の受診率は平成29年度を上回ったが、個別健診は平成29年度を下回り、特定健診全体としては平成29年度を下回った。また、特定健診の結果により特定保健指導を実施するとともに、糖尿病性腎症重症化予防のため、医療機関の受診が必要な人に対して受診勧奨を行った。特定健診の未受診者対策として、引き続き受診勧奨通知を送付するなど受診率向上に向けた取り組みが必要である。

5. 所管する主な事務事業

総合計画体系コード	実施計画掲載事業
43101	特定健康診査等事業
43102	人間ドック受診補助事業

部署名	所属長
経済振興課	中繁 尚之

1. 現状と課題

- ①企業誘致については、企業訪問や企業情報交換会を通じて、企業情報や企業要望の収集を行い、雇用の拡大に繋げていく必要がある。また、併せて既存事業所における設備導入や用地活用を促進する必要がある。
- ②観光振興については、観光協会や町内高等学校、近隣市町と連携を図りながら、本町への誘客促進及び観光資源の発掘・磨き上げを行い、魅力ある観光地づくりを推進する必要がある。
- ③商工業振興については、住宅リフォーム補助制度や店舗リニューアル補助制度を引き続き行い、町内経済活性化を図っていく必要がある。また商工会と連携し創業者の支援を行っていく。
- ④勤労者福利厚生については、雇用を守る為に勤労者の支援を行う。また、雇用機会を拡大し、雇用環境の充実を図ることや、働く女性の雇用環境の改善を図る等の取り組みを行う必要がある。
- ⑤農業経営所得安定対策については、平成30年産以降、米政策の見直しが行われるため、関係機関との連携を図り、農業経営の安定を図るための制度の周知を行うとともに適正な事務処理を行うことが必要である。
- ⑥認定農業者制度については、農業経営の確立のため普及・啓発を図り、人・農地プランの推進とともに、担い手としての農業後継者の育成や新規就農者を確保することが必要である。
- ⑦農地については、農業経営の規模拡大や生産性向上のため、利用集積・集約化を図ることが必要である。
- ⑧農業基盤整備については、生産効率の高いほ場を維持するため、既存の用排水路・農道等について、経年劣化箇所の補修等を行うことが必要である。

2. 取組方針

- ①企業誘致については、企業訪問や企業情報交換会を通じ企業情報を収集するとともに、企業立地セミナー等に積極的に参加し、本町のPRを行う。また、設備導入奨励金や事業所用地活用奨励金等の各種支援制度を周知することで、既存企業の積極的な設備導入や用地の更なる有効活用の促進を図る。
- ②観光振興については、町内外の各種観光イベントへ参加をするとともに、マスメディア等を活用した広報宣伝活動、官学連携した特産品の開発等を行うことで、本町のPR及び誘客を図る。
- ③商工業振興については、住宅リフォーム補助金や店舗リニューアル補助金等の各種補助制度を継続し、町内経済の活性化を図る。また、商工会と連携し、創業よろず相談会等を実施し、起業・創業支援を図る。
- ④勤労者福利厚生については、中小企業退職金共済制度加入促進補助金や雇用調整助成金等の勤労者の支援を行う。また、女性キャリアアップ奨励金や雇用奨励金等の各種支援制度を継続し、働く女性の雇用環境の改善と町内在住者の雇用機会の拡大を図る。
- ⑤農業経営所得安定対策については、関連機関と連携し情報共有を図りながら、制度の周知に取り組むとともに、適正な事務処理を行う。
- ⑥認定農業者制度については、認定農業者及び担い手の育成確保を図るため、人・農地プランを推進し、制度の普及・啓発や研修会等を行う。
- ⑦農地については、農業委員会及び関係団体と連携し、利用権設定の周知啓発を行うとともに、群馬県農業公社が行う農地中間管理事業の周知啓発を行い、農地の利用集積を図る。
- ⑧農業基盤整備については、既存の用排水路・農道等について点検・補修を行う。

3. 中間レビュー

- ①企業誘致については、企業訪問や企業情報交換会を通じて情報交換を図るとともに、各種奨励金制度等の周知を行った。引き続き、既存企業の設備導入や用地の有効活用等の促進を図るとともに、11月に予定されているぐんま企業立地セミナーに参加し、本町の立地環境や支援制度のPRを行う。
- ②観光振興については、大泉まつりなどの観光イベントの実施やググッとぐんま観光キャンペーンに合わせた東京都内等でのPR活動等を通じて、観光誘客を図った。引き続き、観光協会等の各種団体と連携を行い、本町の特色を活かした観光振興に努めていく。
- ③商工業振興については、住宅リフォーム助成制度や街路灯電気料金補助を行い、町内経済の活性化を図るとともに環境整備の充実に努めている。また、店舗リニューアル補助を行うことにより、既存店舗支援や空店舗対策を図っている。引き続き、環境整備の充実に推進していくとともに、商工会と連携をし、商業振興や創業支援を図っていく。
- ④勤労者福利厚生については、町内事業所に対し、中小企業退職金共済制度加入促進補助金や雇用調整助成金等の勤労者の支援制度の周知を行った。また、引き続き女性キャリアアップ奨励金や雇用奨励金を交付し、女性の雇用環境の改善と町内在住者の雇用機会の拡大を図っていく。
- ⑤農業経営所得安定対策については、加入申請書の受付や交付対象作物の現地確認を行い事務処理も順調にすすんでいる。引き続き、適正な事務処理を行うとともに制度の周知に取り組む。
- ⑥認定農業者制度については、新規就農者の相談を受けたため、関係機関と連携し認定新規就農者の認定に向けて相談を継続していく。
- ⑦農地については、農業委員会及び関係団体と連携し、農業公社が行う農地中間管理事業の周知啓発を行った。引き続き、農地中間管理事業を推進し農地の利用集積を図る。
- ⑧農業基盤整備については、既存の用水路の補修を行った。引き続き、用排水路・農道等について点検・補修を行う。

4. 最終レビュー

- ①企業誘致については、企業訪問の実施や企業情報交換会の開催を通じて情報交換を図るとともに、企業立地セミナーへ参加することで、本町の立地環境や支援制度のPRを行った。また、設備導入奨励金や事業所用地活用奨励金等の各種支援制度を周知することで、既存企業の積極的な設備導入や用地の更なる有効活用の促進を図った。
- ②観光振興については、大泉まつりなどの観光イベントの実施、県が主催する観光キャンペーンに合わせ都内等でのPR活動、また、観光協会や町内高等学校などと連携し、積極的な広報宣伝活動を行うことで、本町の特色を生かしながら知名度の向上を図り、観光客の誘客に努めた。
- ③商工業振興については、住宅リフォーム助成制度、街路灯の電気料金などへの補助を実施し、町内経済の活性化及び環境整備に努めた。また、店舗リニューアル助成制度を活用し、創業支援や空き店舗対策を図るとともに、商工会と連携をして商業振興を推進した。
- ④勤労者福利厚生については、町内事業所に対し、中小企業退職金共済制度加入促進補助金や雇用調整助成金等の勤労者の支援制度の周知を行った。また、女性キャリアアップ奨励金や雇用奨励金を交付し、女性の雇用環境の改善と町内在住者の雇用機会の拡大を図った。
- ⑤農業経営所得安定対策については、加入申請書の受付や対象作物の現地確認、交付金の交付事務等において適正な事務処理が行われた。また、窓口等での制度の周知や関係機関との情報共有を行った。
- ⑥認定農業者制度については、関係機関と連携し、認定期間終了に伴う更新手続についての事務支援を行うとともに、認定新規就農者の認定に向けた支援を行った。
- ⑦農地については、農地中間管理事業の周知啓発を行い、同事業を利用した担い手への農地の集約が図られた。
- ⑧農業基盤整備については、既存の用排水路の点検・補修を行うとともに、破損した用水路フェンスの補修を行った。

5. 所管する主な事務事業

総合計画体系コード	実施計画掲載事業
51101	企業誘致事業
51102	企業支援事業
51103	貸付事業
51201	中小企業ISO認証取得支援事業
51202	設備導入支援事業
51203	中小企業新技術・新製品開発支援事業
52101	商業環境施設整備事業
52102	西小泉駅周辺の中心市街地活性化事業
52103	商業活性化支援事業
52201	経営改善支援事業
52202	商工会活動費補助事業
53101	農業生産向上化対策事業
53102	経営所得安定対策等指導推進事業
53201	用排水路等整備事業
53202	農業経営安定事業
53203	多面的機能支払交付金事業
53204	有害鳥獣対策事業
54101	勤労者福利厚生事業
54102	いずみの杜運営事業
54103	女性の雇用転換奨励金
55101	観光協会活動費補助事業
55102	観光イベント活動推進事業
55103	ググっとぐんま観光キャンペーン推進事業
55104	観光振興事業

部署名	所属長
都市建設部	久保田 治男

1. 現状と課題

- ①町営住宅の家賃収納については、入居者間の公平性を確保するため、滞納者に対する収納対策を推進する必要がある。
- ②町営住宅については、空き家老朽住宅の解体を計画的に行うとともに、長期間活用を図るため、計画的な補修・改修が必要である。また、木造住宅の耐震化支援事業を実施するとともに、耐震基準を満たしていない住宅所有者等へ耐震化の意識啓発に努める必要がある。
- ③広域公共バスを中心とした公共交通については、住民の利便性を高めるために、引き続き調査研究を行っていく必要がある。
- ④住民生活に密着した生活圈道路等の整備については、道路舗装の維持補修や側溝整備、歩道のバリアフリー化、冠水箇所の改修、街路樹の維持管理、橋りょうの点検・修繕及び長寿命化を図る必要がある。また、都市計画道路上小泉古海線及び小舞木寄木戸線の整備が必要である。
- ⑤地籍調査事業については、災害復旧の迅速化や公共事業の効率化、土地の有効活用の促進などに有効なため、事業に着手する必要がある。
- ⑥既存の公園施設については、安心して利用できるよう適正な管理及び計画的な維持更新が必要である。また、過密となった公園樹木については、剪定や間引きが必要である。
- ⑦環境対策については、ごみ排出量の削減及び資源ごみのリサイクル率の向上を図るため、資源ごみの分別収集の徹底と新たなリサイクル方法の検討が必要である。
- ⑧下水道認可区域内の幹線管渠、面整備管については、計画的に整備を推進する必要がある。また、供用開始区域内の下水道未接続者については、接続促進を図る必要がある。
- ⑨下水道事業特別会計については、令和2年4月から公営企業会計へ移行する必要がある。

2. 取組方針

- ①町営住宅の家賃収納については、未納者へ督促、催告等の納付指導を行うとともに、長期・高額滞納者に対し、滞納家賃の完納及び住宅の明渡しを求めて訴えの提起を行う。
- ②町営住宅については、空き家老朽住宅の解体を行うとともに、町営住宅長寿命化計画に基づき、寿崎東町営住宅B棟の外壁等改修工事を行う。また、木造住宅の耐震化支援事業の周知のため、広報紙等を活用しPRを行うとともに、耐震シェルター等設置支援事業のPRを行う。
- ③公共交通については、住民の利便性を高めるために、関係自治体や関連機関等と連携し調査研究を進める。
- ④道路舗装の維持補修や側溝整備、歩道のバリアフリー化工事及び雨水冠水箇所の調査等を行うとともに、街路樹の維持管理や補植を行う。また、老朽化した橋りょうの修繕と橋長2m以上の全橋りょうの点検調査を行う。小舞木寄木戸線及び上小泉古海線は、用地買収等を一部行う。
- ⑤地籍調査事業については、事業計画を作成し、調査地区において事業に関する地元説明会等を行い、事業に着手する。
- ⑥公園施設については、適正な施設管理を行うとともに、公園施設長寿命化計画による計画的な維持更新を行う。また、城之内公園等の高木剪定や間引きを行う。
- ⑦環境対策については、ごみ排出量の削減を図るため、引き続き、資源ごみの分別収集及び古着等の拠点回収を行う。また、資源ごみの分別品目やリサイクル方法の見直しを行う。
- ⑧下水道の幹線管渠、面整備管の整備については、国庫交付金等を活用し整備推進に取り組む。また、下水道未接続者については、町補助金等の制度説明を行い、接続促進に取り組む。
- ⑨下水道事業特別会計については、令和2年4月から公営企業会計へ移行するため、地方公営企業法適用業務に取り組む。

3. 中間レビュー

- ①町営住宅の家賃収納については、未納者や悪質滞納者、連帯保証人に督促、催告、臨戸訪問等の納付指導を行ったが、上半期収納率目標を下回った。下半期はより収納対策を強化し、長期・高額滞納者には訴えの提起などにより、滞納家賃の完納及び住宅の明渡しを求め、収納率向上を図る。
- ②町営住宅については、空き家老朽住宅4棟の内2棟の解体と寿崎東町営住宅B棟改修工事の発注を行った。下半期は2棟の解体と改修工事を進める。また、木造住宅の耐震化支援事業の周知の為、広報紙等や防災フェアでの住宅耐震相談会、地区の自主防災会でPRを行った。下半期も引き続き広報紙等や環境フェアでの住宅耐震相談会でPRを行い、事業の実施と耐震化の意識啓発に努める。
- ③公共交通については、共同運行している千代田町と連携し、乗降調査を実施した。下半期も引き続き関係自治体や関連機関等と連携し調査研究を行う。
- ④道路舗装の維持補修や側溝整備、歩道のバリアフリー化工事及び雨水冠水箇所の調査を発注し、街路樹の維持管理も含め順調に進捗している。街路樹の補植は下半期に行う。また、吉田大橋の修繕工事と橋長2m以上の全橋りょうの点検調査も発注した。上小泉古海線は8件中6件、小舞木寄木戸線は3件中2件の用地買収等の契約を行い、下半期も引き続き、残りの用地買収等の交渉を行う。
- ⑤地籍調査事業については、事業計画を作成し、住吉地区の調査図素図等作成業務委託を発注するとともに、事業に関する地元説明会を行い、事業に着手した。下半期は、令和元年度以降の準備も行う。
- ⑥公園施設については、遊具の保守点検業務委託等を発注し施設管理を行った。下半期は、公園施設等補修工事を発注し維持更新を行うとともに、城之内公園等の高木剪定や間引き業務を発注する。
- ⑦環境対策については、ごみ排出量の削減を図るため、資源ごみの分別収集及び古着等の拠点回収を行った。また、4月より資源ごみの分別品目やリサイクル方法の見直しとして、剪定枝のリサイクルを実施した。下半期も引き続きごみ排出量の削減を図る。
- ⑧下水道の幹線管渠、面整備管の整備については、国庫交付金等を活用し工事を発注した。下半期は早期完了に向け工程管理を行う。また、下水道未接続者については、広報等での周知や通知を発送し町補助金等の制度説明を行い、接続促進に取り組んだ。下半期も引き続き接続促進に取り組む。
- ⑨下水道事業特別会計については、地方公営企業法適用業務の内、固定資産調査や経営戦略策定に取り組んだ。下半期は引き続き経営戦略の策定に取り組むとともに、公営企業会計システムの導入にも取り組み、公営企業会計への移行を進める。

4. 最終レビュー

- ①町営住宅の家賃収納については、未納者や悪質滞納者に督促状、催告書、呼出状、臨戸訪問などを行い、連帯保証人には納付指導依頼や保証債務履行依頼などを行った。また、長期・高額滞納者には強制執行による債権差押の手続きを1件実施した。
- ②町営住宅については、空き家老朽住宅4棟の解体工事と寿崎東町営住宅B棟改修工事を発注し完了した。また、木造住宅の耐震化支援事業の周知のため、広報紙、ホームページ、防災フェア及び環境フェアでの住宅耐震相談会、地区の自主防災会等でPRを行ったが、木造住宅耐震診断者派遣事業は3件、耐震改修事業には申請がなかった。
- ③公共交通については、町内のイベント等でPR活動を行うとともに、利便性を高めるため、共同運行している千代田町と連携し乗降調査の実施や県の公共交通オープンデータ化事業へ参加したことなどにより、平成29年度より乗車人数が増加した。
- ④道路舗装の維持補修や側溝整備、歩道のバリアフリー化工事、雨水冠水箇所の調査、街路樹の維持管理及び補植、吉田大橋の修繕工事、橋りょうの点検調査については、順調に進捗し完了した。上小泉古海線は7件の用地買収等を行い、残る1件とは合意を得た。小舞木寄木戸線は計画どおり、3件の用地買収等を行った。
- ⑤地籍調査事業については、事業計画を作成し、事業に関する地元説明会を行い、事業に着手した。また、住吉地区の調査図素図等作成業務委託を発注し完了した。
- ⑥公園施設については、遊具の保守点検業務委託、公園施設等補修工事、城之内公園等の高木剪定や間引き業務等を行い、安心して利用できるよう適正な維持管理を行った。
- ⑦環境対策については、ごみ排出量の削減を図るため、資源ごみの分別収集及び古着等の拠点回収を行うとともに、4月より剪定枝のリサイクルを実施した。
- ⑧下水道の幹線管渠、面整備管の整備については、国庫交付金等を活用して工事を発注し完了した。また、下水道未接続者については、広報等での周知や通知を送し、町補助金等の制度説明を行い、接続促進に取り組んだ。
- ⑨下水道事業特別会計については、令和2年4月から公営企業会計へ移行するための地方公営企業法適用業務の内、固定資産調査が完了し、経営戦略も策定した。

5. 所管する施策

施策の体系	施策名	所管課
111	市街地の整備	都市整備課・道路公園課
112	道路の整備・維持管理	道路公園課
113	公園・緑地の整備保全	道路公園課
121	河川・水路の整備	道路公園課
212	下水道の整備	環境整備課
221	地域環境の向上	環境整備課
222	循環型社会の推進	環境整備課
231	住宅環境の整備	都市整備課
425	公共交通の利用促進	都市整備課
612	健全な財政運営	都市整備課

部署名	所属長
都市整備課	青木 篤
<p>1. 現状と課題</p> <p>①広域公共バスを含む公共交通は、乗車人数増加に向けた周知を行うとともに、利便性の向上についても関係自治体と協力し、引き続き研究する必要がある。</p> <p>②家賃収納については、現年度分収納率が落ち込んでいる。入居者間の公平性を確保するために、滞納者に対する収納対策を推進する必要がある。</p> <p>③町営住宅については、木造住宅等の経年劣化が進んでいるので、空き家となった老朽住宅の解体を計画的に行う必要がある。また、長期間の活用を図るため、計画的な補修・改修が必要である。</p> <p>④住宅耐震化支援策として、木造住宅耐震診断者派遣事業、木造住宅耐震改修事業を実施しているが、利用者が少ない。耐震基準を満たしていない住宅所有者等へ耐震化の意識啓発に努める必要がある。</p>	
<p>2. 取組方針</p> <p>①広域公共バスを含む公共交通については、乗車人数の増加を図るため、効果的な啓発活動を検討し実施する。また、引き続き利用者ニーズを把握し、利便性の向上に向け、関係自治体等と連携し、調査研究する。</p> <p>②未納者へ督促、催告等の電話及び文書通知により納付指導を行うとともに、長期・高額滞納者に対しては、滞納家賃の完納及び住宅の明渡しを求めて訴えの提起を行う。</p> <p>③住宅については、空き家老朽住宅の解体を計画的に行う。町営住宅の長期間活用については、町営住宅長寿命化計画に基づき、寿崎東町営住宅B棟の外壁等改修工事を行う。</p> <p>④耐震化支援事業周知のため、広報紙、ホームページ等を活用しPRを行うとともに、地震発生時に、人命を守る耐震シェルター等の設置の支援を行う事業のPRを行う。</p>	
<p>3. 中間レビュー</p> <p>①広域公共バスを含む公共交通については、町内の中学3年生や高齢者教室の参加者へのチラシの配布などによる啓発活動を行い、また共同運行している千代田町と連携し、乗降調査を実施して利用者ニーズの把握に取り組んだ。下半期は引き続き町のイベントなどを通じて、効果的な啓発活動を行い乗車人数増加に繋げる。</p> <p>②家賃収納については、未納者や悪質滞納者、連帯保証人に督促状、催告書、臨戸訪問などを行ったが、上半期収納率目標を僅かに下回った。下半期はより収納対策を強化し、長期・高額滞納者には、訴えの提起などにより、家賃完納・住宅明渡しを求め収納率向上を図る。</p> <p>③空き家となった老朽住宅については、木造戸建て4棟の解体工事を計画し、間之原団地4号、駒見団地5号の解体工事を行った。下半期は間之原団地35号、丘山団地25号の解体工事を実施する。また寿崎東町営住宅B棟外壁等改修工事の競争入札を執行し、契約締結して着手した。下半期は入居者などに細心の配慮を図りながら改修工事を進める。</p> <p>④住宅耐震化支援策については、広報紙、ホームページで募集し、また防災フェアに合わせて、住宅耐震相談会を開催するとともに、地区の自主防災会でPR活動を行った。住宅耐震診断は2件の申請を受理したが、住宅耐震改修事業の申請はなかった。下半期は広報紙、ホームページなどにより継続して募集し、環境フェアに合わせて、住宅耐震相談会を開催し住宅耐震化推進に繋げる。</p>	

4. 最終レビュー

- ①広域公共バスを含む公共交通については、町内のイベント等にチラシを配布しPR活動を行うとともに、共同運行している千代田町と連携し、乗降調査の実施や県の公共交通オープンデータ化事業へ参加したことなどで、利便性も向上し平成29年度より乗車人数の増加に繋げることができた。
- ②家賃収納については、未納者や悪質滞納者に督促状、催告書、呼出状、臨戸訪問などを行い、連帯保証人には納付指導依頼や保証債務履行依頼などを行った。また高額滞納者対策として、強制執行により債権差押の手続きを1件実施した。今後も収納率向上に取り組んでいく。
- ③空き家老朽住宅については、戸建て4戸(間之原町営住宅4号・35号、駒見町営住宅5号、丘山町営住宅25号)の解体工事が完了した。また、寿崎東町営住宅B棟外壁等改修工事については、工期内に完了した。
- ④住宅耐震化支援策については、町広報紙、町ホームページで随時、利用者の募集を行い、住宅耐震相談会、地区自主防災会では木造住宅耐震化支援制度のPR活動を行った。木造住宅耐震診断者派遣事業では、3件の診断者派遣を行ったが、木造住宅耐震改修事業では申請がなかった。

5. 所管する主な事務事業

総合計画体系コード	実施計画掲載事業
11102	土地区画整理事業
23101	町営住宅改修等事業
23102	木造住宅耐震診断者派遣事業
23103	木造住宅耐震改修事業
23104	町営住宅空家解体等事業
23105	借上型町営住宅制度整備事業
42501	公共交通利用促進事業(広域公共バス事業)
61202	家賃等滞納整理事務

部署名	所属長
道路公園課	坂本 藤夫

1. 現状と課題

- ① 住民生活に密着した生活圏道路を整備するため、道路舗装の維持補修や側溝整備、歩道のバリアフリー化及び冠水箇所等の改修等を行う必要がある。
- ② 交通安全や街の景観上の観点から、街路樹の維持管理や低木等の補植を行う必要がある。
- ③ 橋りょうの老朽化が懸念されるため、橋りょう長寿命化修繕計画に基づいた修繕を行い、長寿命化を図る必要がある。また、橋りょうの点検は、国土交通省令に基づき、5年に1回の頻度で定期的を実施する必要がある。
- ④ 地籍調査事業を行うことにより、災害復旧の迅速化や公共事業の効率化、土地の有効活用の促進などに役立つため、事業に着手する必要がある。
- ⑤ 水害に強い町を目指すため、一級河川休泊川及び新堀川の河川改修整備について、事業を行う県へ要望を行う必要がある。
- ⑥ 都市計画道路上小泉古海線は、城之内五丁目地内の未整備区間の整備が必要である。
- ⑦ 都市計画道路小舞木寄木戸線は、太田市境界から県道綿貫篠塚線までの整備が必要である。
- ⑧ 既存の公園施設は、安心して利用できるよう適正な管理及び計画的な維持更新が必要である。
- ⑨ 緑道、総合公園、近隣公園及び街区公園等は、樹木の発育により過密となり、成長不良や倒木等が危惧されているため剪定や間引きが必要である。

2. 取組方針

- ① 生活圏道路等の整備については、道路舗装の維持補修や側溝整備、歩道のバリアフリー化工事及び雨水冠水箇所等の調査等を行う。
- ② 街路樹の維持管理等については、街路樹の高木の剪定や低木の刈り込み、除草等の維持管理、立ち枯れ等により欠落した箇所の低木等の補植を行う。
- ③ 老朽化が進行している橋りょうについては、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき修繕を行う。また、橋りょうの点検は、平成30年度中に橋長2m以上の橋りょう60橋について全て実施する。
- ④ 地籍調査事業については、事業計画を作成し、調査地区において事業に関する地元説明会等を行い、事業に着手する。
- ⑤ 河川改修整備については、県事業の一級河川休泊川及び新堀川の整備促進を図るため、県へ要望を行う。
- ⑥ 都市計画道路上小泉古海線については、地権者と用地買収及び移転補償の交渉を行い、合意が得られた地権者とは、用地買収及び移転補償を行う。
- ⑦ 都市計画道路小舞木寄木戸線については、地権者と用地買収及び移転補償の交渉を行い、合意が得られた地権者とは用地買収及び移転補償を行う。
- ⑧ 既存の公園施設については、適正な公園施設管理を行うとともに、公園施設長寿命化計画による計画的な維持更新を行う。
- ⑨ 城之内公園、志部公園及び街区公園等の高木剪定や間引きを行い、適正な維持管理を行う。

3. 中間レビュー

- ①生活圏道路の整備等については、道路舗装の補修や側溝等の整備工事、朝日地内等の歩道のバリアフリー化工事を発注した。下半期も引き続き工事の進捗管理を行い、工事の早期完成を図る。また、寄木戸地内及び古氷地内の冠水箇所について調査等業務委託を発注した。下半期は、委託業務報告により改修等対応を検討する。
- ②街路樹の維持管理については、高木の剪定や低木の刈り込み、除草等の維持管理を行った。下半期も引き続き街路樹が起因した事故等を防止するための適正管理を行う。また、低木等の補植は下半期に朝日地内の低木補植工事の発注を行う。
- ③橋りょうの修繕等については、吉田大橋の伸縮装置取替等修繕工事を発注した。下半期は工期内完成を目指し、進捗管理を行う。また、橋りょうの点検については、調査業務を実施している。
- ④地籍調査事業については、事業計画を作成し、住吉地区の調査図素図等作成業務委託の発注や地元説明会を実施し事業に着手した。下半期は業務委託の調査結果を基に令和元年度予定の測量に向けた準備を行う。また、令和元年度着手予定の日の出・坂田一丁目地区の準備も行う。
- ⑤河川整備については、今後の要望活動につなげるため邑楽館林主要河川改修促進同盟会の幹事会等で協議した。下半期は県に対し一級河川休泊川等の早期整備を図るため要望活動を行う。
- ⑥都市計画道路上小泉古海線については、地権者と用地買収及び移転補償の交渉を行い、6件の契約が得られた。下半期は残る2件の地権者と引き続き交渉を行う。また、移転補償後の道路整備計画を作成する。
- ⑦都市計画道路小舞木寄木戸線については、地権者と用地買収及び移転補償の交渉を行い、2件の契約が得られた。下半期は残る1件の地権者と引き続き交渉を行い、令和元年度以降の用地買収及び移転補償の交渉に向けた計画を立てる。
- ⑧既存の公園施設については、安心して利用できるよう公園遊具の保守点検委託等が発注した。下半期も引き続き公園施設管理を行うとともに、公園施設長寿命化計画による計画的な施設等補修工事を発注する。
- ⑨城之内公園、志部公園及び街区公園等の樹木については、維持管理を図るとともに、剪定等業務委託の発注準備を行った。下半期も引き続き維持管理を行うとともに、樹木剪定等業務委託を発注する。

4. 最終レビュー

- ①生活圏道路等の整備については、道路舗装の維持補修や側溝等整備、朝日地内等の歩道のバリアフリー化工事を発注し完了した。また、雨水冠水箇所については、寄木戸地内の七カ村用水路冠水対策検討業務や古氷地内の雨水排水管渠設計業務を発注し完了した。
- ②街路樹の維持管理等については、適正な維持管理を行い、朝日地内の低木等の補植工事を発注し完了した。今後も街路樹が起因した事故等を防止するため維持管理を継続的に実施するとともに、低木等の補植工事についても計画的に実施する。
- ③老朽化が進行している橋りょうについては、吉田大橋の伸縮装置取替等修繕工事を発注し完了した。今後も橋りょう長寿命化修繕計画に基づき継続して修繕を実施する。また、橋りょうの点検についても調査業務を発注し完了した。
- ④地籍調査事業については、各種研修への参加を行った。また、事業に着手する住吉地区の地元説明会を実施し、地区内の調査図素図の委託業務を発注し完了した。
- ⑤河川改修整備については、県に一級河川休泊川及び新堀川の要望を行い、休泊川上流部においては改修工事が進められている。今後も水害に強い町を目指し、要望活動を継続して行う。
- ⑥都市計画道路上小泉古海線については、地権者と用地買収及び移転補償の交渉を行い、7件の契約の後、用地買収及び移転補償を行った。残る1件の地権者とは合意が得られた。また、埋蔵文化財の試掘調査を実施した。
- ⑦都市計画道路小舞木寄木戸線については、地権者と用地買収及び移転補償の交渉を行い、計画どおり3件の契約の後、用地買収及び移転補償を行った。
- ⑧既存の公園施設については、適正な公園施設管理を行った。また、公園施設長寿命化計画による計画的な維持更新を実施した。
- ⑨城之内公園、志部公園及び街区公園等の樹木については、適正な維持管理を行った。また、樹木剪定等業務委託を発注し、高木剪定や間引きを行った。

5. 所管する主な事務事業

総合計画体系コード	実施計画掲載事業
11101	町道街路樹管理委託事業
11103	古海第二地区事業
11104	西小泉駅前公衆便所改築事業
11201	道路愛護事業
11202	道路維持事業
11203	道路新設改良事業
11204	橋りょう維持事業
11205	歩道バリアフリー化事業
11206	小舞木寄木戸線事業
11207	交通安全施設整備事業
11208	上小泉古海線事業
11301	都市公園管理費
12101	道路新設改良事業(河川・水路の整備)

部署名	所属長
環境整備課	今井 靖浩

1. 現状と課題

- ①ごみステーションへの排出等のルールが依然として守られていないので、さらなる意識啓発を行う必要がある。
- ②犬の狂犬病予防注射の接種率を向上させる必要がある。
- ③ごみ排出量の削減を図るとともに、資源ごみのリサイクル率を向上させる必要がある。
- ④あき地環境保全の改善指導対象地の完了率を向上させる必要がある。
- ⑤休泊川のさらなる水質改善のため、生活排水の水質浄化の推進を図る必要がある。
- ⑥地球温暖化対策のさらなる推進を図る必要がある。
- ⑦衛生センターについては、長寿命化のため、引き続き、機械設備の更新工事等行う必要がある。
- ⑧太田市外三町広域清掃組合の新ごみ焼却施設の建設工事について、構成市町(太田市・千代田町・邑楽町)と連携して施設整備計画どおり令和2年度末までに完成させる必要がある。
- ⑨下水道認可区域内の幹線管渠、面整備管については、計画的に整備推進する必要がある。
- ⑩供用開始区域内の下水道未接続者については、接続促進を図る必要がある。
- ⑪群馬県が管理する流域下水道西邑楽水質浄化センターについては、施設の耐震化及び維持管理を行う必要がある。
- ⑫下水道事業特別会計については、令和2年4月から公営企業会計へ移行する必要がある。

2. 取組方針

- ①ごみ排出ルールの遵守のため、町内巡回や広報等による啓発活動を引き続き実施する。特に違反ごみの多いステーションにはルール遵守の掲示などを行い、意識啓発を図る。
- ②狂犬病予防注射の接種率を向上させるため、台帳整理や獣医師会など関係機関と連携し啓発活動を推進する。また、ホームセンター等で実施する予防注射について調査し、注射済票の交付を促す。
- ③ごみ排出量の削減や資源ごみのリサイクル率向上のため、資源ごみ分別の周知徹底と古着等の拠点回収の周知を図る。また、資源ごみの分別品目の拡大に取り組む。
- ④「あき地の環境保全に関する条例」に基づき、改善の指導・助言を徹底して行うとともに、不適正管理の予防策を行う。
- ⑤休泊川の水質改善については、広報等を通じて合併処理浄化槽設置や廃食用油回収の普及啓発を図る。また、適正管理を目的とした浄化槽教室を実施する。
- ⑥地球温暖化対策については、緑のカーテン事業、グリーンサポーター事業及びクールシェア事業の充実を図るとともに、広報紙や環境フェアを活用し、啓発する。また、クリーンエネルギー普及促進のため、引き続き住宅用太陽光発電システム等の設置補助金の交付を行う。
- ⑦衛生センターについては、引き続き整備計画に基づき機械設備の更新工事を実施する。
- ⑧新ごみ焼却施設の平成30年度建設工事について、構成市町と連携を図り、施設整備計画どおり完了させる。
- ⑨下水道認可区域内の幹線管渠、面整備管については、社会資本整備総合交付金などの国庫交付金等を活用し、計画的に整備推進に取り組む。
- ⑩供用開始区域内の下水道未接続者については、町補助金等の制度説明を行い、接続促進に取り組む。
- ⑪流域下水道西邑楽水質浄化センターについては、群馬県に負担金を支払い、群馬県が施設の耐震化及び維持管理を行う。
- ⑫下水道事業特別会計については、令和2年4月から公営企業会計へ移行するため、地方公営企業法適用業務に取り組む。

3. 中間レビュー

- ①ごみステーションへのごみの排出については、職員によりパトロールを実施し、違反ごみの多いステーションには、ルール遵守の掲示や周辺の住宅などへチラシを配布し啓発した。下半期も引き続き、パトロール及び啓発を実施する。
- ②狂犬病予防注射については、通知や広報などで周知を行い春の集合注射を実施し接種率の向上を図った。下半期は、秋の補完注射を実施するとともに獣医師会など関係機関と連携し周知啓発を行う。また、ホームセンター等で実施した予防接種について調査し、注射済票の交付を促す。
- ③ごみの排出量の減量や資源ごみのリサイクル率向上のため、資源ごみ分別の周知徹底と古着等の拠点回収を周知し実施するとともに、資源ごみの分別品目の拡大として4月より剪定枝リサイクルを実施した。下半期については、環境フェアなどのイベントに併せて古着・古布、小型家電の回収に取り組む。
- ④あき地の環境保全対策については、所有者へ指導通知を送付し、未完了の場合は、改善通知の直接配布や電話にて指導を行った。下半期も引き続き指導等を実施していく。
- ⑤休泊川の水質改善については、広報等を通じて合併処理浄化槽設置や廃食用油回収の普及啓発を行い、8月には、適正管理を目的とした浄化槽教室を実施した。下半期も環境フェアなどで水質改善について周知啓発を行う。
- ⑥地球温暖化対策として、緑のカーテン事業では、住民や公共施設等へニガウリの苗を配布し、グリーンサポーター事業では、ホームページでサポーターの募集を行った。クールシェア事業では、群馬県が実施する「ぐんまクールシェア2018」へ登録し、県からグッズなどのサポートを受け事業の充実を図った。また、クリーンエネルギー普及促進のため、住宅用太陽光発電システム等の設置補助金の交付について広報等で周知を行った。下半期も引き続き、住宅用太陽光発電システム等の設置補助金の交付を行う。
- ⑦衛生センターについては、整備計画に基づき雑排水ポンプなどの機械設備更新工事の発注準備を行い、下半期で工事を発注する。
- ⑧新ごみ焼却施設の建設について5月に起工式を行い基礎杭等の工事に着手した。今後も、構成市町と連携を図り、施設整備計画どおり完了させる。
- ⑨下水道の幹線管渠、面整備管の整備については、社会資本整備総合交付金や県補助金を受け、工事を発注した。引き続き、工事の早期完了に向け工程管理を行う。
- ⑩供用開始区域内の下水道未接続者に対しては、接続のお願いを広報等に掲載するとともに通知を送った。また、6月に排水設備指定工事店に対して供用開始区域拡大の説明会を実施し接続率の向上を図った。下半期では、10月に排水設備指定工事店を対象とした接続促進会議を開催し、接続促進に取り組む。
- ⑪流域下水道西邑楽水質浄化センターについては、群馬県が施設の耐震化及び維持管理を行うため、県に負担金を支払い、県により幹線管渠内調査、管理棟の中央監視制御設備施設更新工事などに着手した。下半期も引き続き、施設の耐震化、維持管理に取り組む。
- ⑫下水道事業特別会計の地方公営企業法適用業務については、平成29年度から実施している固定資産調査や下水道事業の経営戦略策定に取り組んだ。下半期も引き続き、経営戦略策定を行うとともに、公営企業会計システムの導入に取り組み公営企業会計への移行を進める。

4. 最終レビュー

- ①ごみステーションへのごみの排出については、随時、職員によるパトロールを実施し、違反ごみが多いステーションには、ルールへの遵守の掲示や周辺の住宅などにチラシを配布し意識啓発を図った。
- ②狂犬病予防注射については、接種率向上のため春と秋に集合注射の通知や広報を実施するとともに、県獣医師会など関係機関と連携し周知啓発を行った。また、ホームセンター等で実施する予防接種の調査を行い、接種した犬の飼い主へ注射済票の交付を受けるようお願いした。
- ③ごみの排出量の減量や資源ごみのリサイクル率向上のため、資源ごみ分別の周知徹底と春と秋の狂犬病予防注射や環境フェアにおいて、古着や小型家電等の回収を実施した。また、4月より剪定枝を資源ごみとし、リサイクル業者にて処理しリサイクル率の向上を図った。
- ④あき地の環境保全対策については、所有者へ指導通知を送付し、未完了の場合は、改善通知の直接配布や電話にて指導を行い完了率の向上に取り組んだ。また、予防策として、平成30年度に指導した所有者へ年度末に適正管理するよう依頼通知を発送した。
- ⑤休泊川の水質改善については、広報等を通じて合併処理浄化槽設置や廃食用油回収の普及啓発を行うとともに、平成30年8月と平成31年2月に浄化槽の適正管理を目的とした浄化槽教室を県東部環境事務所及び県浄化槽協会と共催した。
- ⑥地球温暖化対策については、緑のカーテン事業として、住民や公共施設等へニガウリの苗を配布し、グリーンサポーター事業として、ボランティアによる草花の植え付けを行い、クールシェア事業として、県が実施する「ぐんまクールシェア2018」へ登録し、県からグッズなどのサポートを受け事業の充実を図った。また、クリーンエネルギー普及促進のため、住宅用太陽光発電システム等の設置者への補助金の交付に取り組んだ。
- ⑦衛生センターについては、整備計画に基づき雑排水ポンプなどの機械設備更新工事の発注を実施し完了した。
- ⑧新ごみ焼却施設の建設については、5月に起工式を行い、基礎杭等の工事を完了した。今後も構成市町と連携を図り、施設整備計画どおり完了させる。
- ⑨下水道の幹線管渠、面整備管の整備については、社会資本整備総合交付金や県補助金を受け、工事を発注し完了した。
- ⑩供用開始区域内の下水道未接続者については、接続のお願いを広報等に掲載するとともに、3回通知を発送した。また、排水設備指定工事店に対して6月に供用開始区域拡大の説明会を、10月に接続促進会議を開催し、接続促進に取り組んだ。
- ⑪流域下水道西邑楽水質浄化センターについては、群馬県が施設の耐震化及び維持管理を行うため、県に負担金を支払い、県により幹線管渠内調査や管理棟の中央監視制御設備施設更新工事などを実施した。
- ⑫下水道事業特別会計の地方公営企業法適用業務については、平成29年度から実施している固定資産調査を完了し、下水道事業の経営戦略を策定した。令和元年度は、令和2年4月からの地方公営企業法移行を進めるため、会計システムの導入や条例整備等に取り組む。

5. 所管する主な事務事業

総合計画体系コード	実施計画掲載事業
21201	管渠整備事業(公共下水道の整備事業)
21202	流域下水道西邑楽処理区建設事業(流域下水道の整備事業)
21203	施設保守管理事業
22101	畜犬等関連事業
22102	あき地保全事業
22103	ごみ排出適正指導事業
22104	生活環境委員活動費
22105	浄化槽設置事業
22106	廃食用油回収事業
22201	ごみ減量化推進事業
22202	資源ごみ分別収集事業
22203	資源ごみ回収奨励事業
22204	エネルギー対策事業
22205	環境フェア事業
22206	緑のカーテン事業
22207	太田市外三町広域清掃組合負担金

部署名	所属長
会計課	大谷 ひとみ

1. 現状と課題

- ①町の歳入歳出予算執行に伴う伝票審査と出納事務については、財務規則や契約規則に基づく厳正な審査と適正な事務を執行していく必要がある。
- ②歳計現金や基金等については、安全保管と効率的な資金運用を図る必要がある。
- ③事務用消耗品を一括購入することにより、経費削減を図る必要がある。
- ④危機管理への取り組みについては、業務継続計画に基づく具体的な対応等を検討する必要がある。

2. 取組方針

- ①伝票審査事務については、日々の審査の中で把握した誤りやすい事例を示しながら、新入職員等を対象とした研修会を実施することで伝票の不備を無くし、適正な事務を図っていく。
また、例月出納検査での指摘事項は速やかに所管に伝えとともに、全庁的に情報提供していく。
- ②歳計現金については、執行計画の精度を高めることで有効な資金管理を行う。また、基金については、関係各課と連携し、金融機関等からの情報収集を行いながら効率的な運用方法を調査する。
- ③事務用消耗品については、関係各課と連携しながら全庁的に調査を行い、一括購入取扱品目の検討を行う。
- ④災害発生後の対応等については、担当する業務の具体的な行動マニュアルを作成する。

3. 中間レビュー

- ①伝票作成の不備を無くし、適正な事務を図るため、新入職員等を対象とした伝票作成研修会を昨年に引き続き実施した。また、例月出納検査での指摘事項については、個々に所管部署の職員に対して指導した。
- ②歳計現金については、上半期は短期運用が図れなかったが、下半期は執行計画に基づき、少しでも運用できるようにしていく。基金については、金融機関等からの金利状況や債券の発行状況などの情報収集を行った。下半期は運用に向けて関係各課と連携する中で運用基準等の整備を進めていく。
- ③事務用消耗品については、会計課にて、平成29年度の実績調査を行い、新たに一括購入できるものがないか検討するとともに、業者ごとの価格の一覧表を作成した。
- ④初動のマニュアルについては着手したが、担当業務に係る具体的な行動マニュアルについては、今後作成していく。

4. 最終レビュー

- ①伝票審査事務については、軽微な誤りも含め、作成伝票の不備が未だに見受けられることから、今後も継続した研修会等の開催が必要である。
- ②歳計現金については、下半期は短期運用を図ることができた。今後も、執行計画の精度を高め、運用の時期を見極めつつ短期運用を図り、少しでも収益を得ていく必要がある。また、基金については、運用基準等の見直しを行い、大泉町基金管理運用委員会を新たに設置し、今後の方向性について協議を行った。
- ③事務用消耗品については、見積業者を追加し、品目ごとの価格見直しを行った結果、単価の引下げにつながり経費削減が図れた。
- ④危機管理への取り組みについては、業務継続計画に基づく会計課の災害応急対策業務手順書を作成したが、更に具体的な行動マニュアルを作成していく必要がある。

5. 所管する主な事務事業

総合計画体系コード	実施計画掲載事業

部署名	所属長
議会事務局	石井 有

1. 現状と課題

- ①任期開始後、第2年次となり、比較的安定した議会運営がなされている。
- ②議会基本条例について、具体的な取組がされはじめている。
- ③議会基本条例に規定されている、議会報告会の実施が求められる。
- ④議会の課題・特性等について、議員の認識が深まりつつあるので、事務局の力量の向上が一層求められる。

2. 取組方針

- ①引き続き安定した議会運営がなされるよう、議長・委員長の補佐を行う。
- ②議会基本条例の具体的な取組みについて、議論が深まるよう必要な補助を行う。
- ③議会報告会の実施について、実施できるよう準備を整える。
- ④本町議会の課題・特性について、理解を深め、事務局として研鑽を重ねる。

3. 中間レビュー

- ①正副議長・正副委員長と事前打ち合わせを行い、会議においても議長・委員長の補佐を行った。今後も引き続き安定した議会運営が行われるように取り組む。
- ②議会基本条例の具体的な取組みについて、議論が深まるよう必要な補助を行う。
- ③議会報告会実行委員会を補佐し、準備を整え5月に議会報告会を実施した。
- ④議会運営委員会に同行し、委員会体制について先進地視察を行うなど調査・研究を行った。また、郡内議会事務局と随時情報交換などを行っている。引き続き情報収集や知識の習得に取り組む。

4. 最終レビュー

- ①正副議長・正副委員長と事前打ち合わせを行い、会議においても議長・委員長の補佐を行った。おおむね安定した議会運営が行われた。
- ②議会基本条例の具体的な取組みについて、議会運営委員会で見直し・検証を行った。また、住民に開かれた議会、活発な討論ができる議会や住民の意見を反映する議会を目指し先進的な改革を行ってきた町の前議長を外部講師として招き議員研修会を行った。
- ③議会報告会実行委員会を補佐し、準備を整え5月に議会報告会を実施した。終了後のアンケートでは、おおむね好評価であった。
- ④議会運営委員会に同行し、委員会体制について先進地視察を行うなど調査・研究を行った。また、郡内議会事務局と随時情報交換などを行い、情報収集や知識の習得に取り組んだ。

5. 所管する主な事務事業

総合計画体系コード	実施計画掲載事業

部署名	所属長
監査委員事務局	大澤 弘美

1. 現状と課題

- ① 監査事務については、地方自治法や地方公営企業法に基づく「例月出納検査」「定期監査」「随時監査」「決算審査」「財政援助団体等に対する監査」、また、財政健全化法に基づく「健全化判断比率等審査」を計画的に実施し、公正で合理的かつ能率的な町行財政運営の確保を図る。
- ② 町民から信頼され実効性のある監査を実施するには、執行機関からの独立性と専門性が必要であるため、監査機能の充実と強化を図る。
- ③ 監査結果の指摘事項については、改善されているかどうかを継続して検証する。

2. 取組方針

- ① 法令や町監査基準に基づき、監査計画及び監査実施計画を作成し、適正な検査・監査・審査を実施する。特に「財政援助団体等に対する監査」は、対象範囲を広げて実施し、補助金等の目的や投資的効果を明確にする必要がある。また、「健全化判断比率等審査」は、財政課と連携して情報の共有を図りながら実施する。
- ② 監査委員及び事務局職員が研修会等に積極的に参加することで、知識の習得と資質の向上を図り、監査機能の充実と強化を推進する。
- ③ 監査結果の指摘事項等については、その後所管で検討され、改善されているかどうかを定期監査等の際に継続して検証する。

3. 中間レビュー

- ① 監査計画及び監査実施計画に基づき、適正な検査・監査・審査ができています。また、「健全化判断比率等審査」では、財政課との連携により適切に実施できた。下半期は、財政援助団体等の監査を実施する。
- ② 邑楽郡町村監査委員連絡協議会では、情報交換や意見交換等を行い、お互いの資質の向上を図った。
- ③ 定期監査等では、前回の指摘事項が検討され改善されているか、適宜確認を行った。指摘事項については、継続して検証する。下半期の定期監査等においても、監査計画及び監査実施計画に基づいた、適正な検査・監査・審査を実施する。

4. 最終レビュー

- ① 監査計画及び監査実施計画に基づき、適正な検査・監査・審査が実施できた。「健全化判断比率等審査」は、財政課との連携により適切に実施した。また、下半期には「財政援助団体等監査」として、公益社団法人大泉町シルバー人材センター、大泉町社会福祉協議会(地域活動支援センターと心身障害者等デイサービスセンター)の監査を行った。
- ② 上半期には、邑楽郡町村監査委員連絡協議会において、情報交換や意見交換を行い、下半期では、「町村監査委員全国研修会」に監査委員と共に出席した。研修会をとおして、知識の習得、資質の向上を図ることができた。
- ③ 定期監査等で前回の指摘事項が検討され改善されているか、適宜確認を行った。指摘事項については、今後も継続して検証する。

5. 所管する主な事務事業

総合計画体系コード	実施計画掲載事業

部署名	所属長
農業委員会事務局	中繁 尚之

1. 現状と課題

- ①新制度による農業委員、農地利用最適化推進委員の活動が本格化するため、農地利用最適化業務の円滑な運営を行うことが必要である。
- ②農地台帳システムについては、農地の売買や貸借等による移動に伴うデータ補正及び整理を遺漏なく行い、農地情報の公開に対応することが必要である。

2. 取組方針

- ①新制度による農業委員と農地利用最適化推進委員の連携により委員会審議の円滑な運営や遊休農地発生防止のための農地パトロール等を実施し、その後の意向調査等を行う。
- ②農地台帳システムについては、農地の移動等のデータ照合や補正等により情報の精度を高め、農地情報を公開する。

3. 中間レビュー

- ①農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、円滑な審議を行っている。下半期は農地パトロールや農地の利用意向調査を行い遊休農地の解消や発生防止の活動を行う。
- ②農地台帳システムについては、随時、農地の移動等のデータ照合や補正等を行い、情報を公開している。下半期も継続してデータの補正等を行い農地情報を公開していく。

4. 最終レビュー

- ①農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、円滑な審議を行った。農地パトロールや農地の利用意向調査を行い、遊休農地の解消や発生防止活動を行った。
- ②農地台帳システムについては、随時、農地の移動等のデータ照合や補正等を行い、情報を公開した。

5. 所管する主な事務事業

総合計画体系コード	実施計画掲載事業

部署名	所属長
教育部	大澤 慎哉

1. 現状と課題

- ①機構改革に伴い、各課・各係の所掌の確認を行い、スムーズな事務事業の移行が必要である。
- ②西小学校地区の児童数の増加により、教室と学童保育室の不足が見込まれるため、西小学校の校舎を増築する必要がある。
- ③学校給食費は補助の変更を行い、補助金の交付から給食費の値下げとなる。この変更について、保護者・児童・生徒だけではなく、町民へ広く周知していく必要がある。
- ④児童虐待防止対策については、引き続き、関係部課、関係機関との情報共有や連携を図り、虐待発生の未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要がある。
- ⑤生涯学習については多様化するニーズに応えるため、住民が持っている知識や技能を活用する循環型生涯学習の推進を図る必要がある。
- ⑥埋蔵文化財(専光寺付近遺跡)の、専門組織による整理作業を進める必要がある。
- ⑦町発足60周年記念事業として作成した「ウォーキングマップ」の活用を図る必要がある。

2. 取組方針

- ①機構改革後の事務事業が円滑に進むよう、各課・各係が連携し組織の活性化を図る。
- ②西小学校校舎と学童保育室の複合型の増築工事を平成30年度中に完了させ、児童数の増加に対応する。
- ③学校給食費の補助変更について、解りやすいリーフレットを作成し、新1年生の入学説明会やPTA総会などでPRを図るほか、町広報機能を活用し詳しく説明していく。
- ④児童虐待防止対策については、関係部課と連携を図り、妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援や虐待防止の啓発を実施していく。また、関係機関、団体等で組織する要保護児童対策地域協議会において、要保護児童に対する情報共有を図り、要保護児童世帯の見守りや支援を継続していく。
- ⑤生涯学習については公民館・図書館等を拠点とし、生涯にわたる「学び」を提供するとともに、各種団体や地域公民館と連携し、地域を担う人材の育成と活用に取り組む。
- ⑥埋蔵文化財(専光寺付近遺跡)の整理作業については、上半期を民間委託を行うための準備期間とし、下半期に専門業者へ5年間(6ヶ年度)の委託業務を発注する。
- ⑦「ウォーキングマップ」を活用し、町民が運動に親しむ機会を提供するとともに、町の歴史・文化についての学びや再発見を図る新たな事業を展開する。

3. 中間レビュー

- ①各課の連携や事業把握、課題等に対応するため、定例の調整会議を実施している。会議内容をさらに充実させ組織内連携を図っていく。
- ②西小学校校舎と学童保育室の複合型増築工事については、請負契約を締結し建設工事に着手した。教育管理課とこども課が連携し進捗管理を行っている。
- ③学校給食費補助の変更については、入学説明会やPTA総会などを活用しPRIに取り組んだ。引き続き、定期的に発行する「給食だより」などを活用し、学校給食に対する町の支援を周知していく。
- ④児童虐待防止対策については、要保護児童対策地域協議会の代表者会議を1回、実務者会議を2回開催するなど、関係部署、関係機関との情報共有や連携を図り、虐待発生の未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいる。
- ⑤生涯学習については、社会活動や地域活動への参加を促進する事業や住民の学習意欲を高める機会を提供し、地域を担う人材の育成と活用に取り組んでいる。
- ⑥埋蔵文化財(専光寺付近遺跡)の整理作業については、委託業者を選定し、遺跡の整理作業業務の全てを民間へ委託する契約を締結し、整理作業を5年間で早期に完了できるよう取り組んでいる。
- ⑦「ウォーキングマップ」を活用し、町民の健康増進と町の歴史・文化について学べる新たな事業を企画し参加者を募集している。

4. 最終レビュー

- ①教育部内の各課長、園長、館長が参加する毎月2回の定例調整会議を実施し、機構改革後の事務事業が円滑に進むよう、各部署相互の連携を図ることができた。
- ②西小学校と学童保育室との複合型増築工事については、児童生徒への安全の確保や授業への影響等に配慮しながら、工期内に工事を完了するとともに内覧会を実施した。
- ③学校給食費補助の変更については、保護者あての各種通知や毎月発行する「給食だより」を活用し、学校給食費に対する町の支援状況を継続的に周知した。
- ④児童虐待防止対策については、未然防止、早期発見・早期対応を図り、関係機関と連携し、虐待のおそれのある児童を見守り、虐待防止に取り組んだ。
- ⑤生涯学習については、家庭や地域の教育力の向上に努めるとともに、住民の主体的・継続的な学習に結びつく取組を行った。「放課後子ども教室」については、学校や児童館などと協議し、北小学校に続き、令和元年度から東小学校で開設できるよう取り組みを進めた。
- ⑥埋蔵文化財(専光寺付近遺跡)の整理作業については、10月の契約締結、11月には遺物等の搬出作業を行うなど、計画どおり令和5年度までの専門業者による民間委託整理事業に着手した。
- ⑦「ウォーキングマップ」を活用した新たな事業として「歴史ウォーキング事業」を実施し、町の歴史や文化等の再発見と健康増進につなげることができ、文化財保護意識の高揚を図った。

5. 所管する施策

施策の体系	施策名	所管課
311	幼児教育の充実	こども課・生涯学習課
312	教育指導の充実	教育指導課
313	教育環境の充実	教育管理課
321	生涯学習の推進	生涯学習課
322	青少年健全育成の推進	生涯学習課
331	スポーツの振興	生涯学習課
332	芸術文化活動の振興	生涯学習課
333	文化財の保存と活用	生涯学習課
423	子育て支援の充実	こども課
624	人権対策の推進	生涯学習課

部署名	所属長
教育管理課	持田 一也

1. 現状と課題
- ①町長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、教育の課題やあるべき姿を共有し、より一層民意を反映した教育行政の推進を図る必要がある。
 - ②教育の現状では、多くの課題を抱え、その解決が迫られている。このような中、教育委員の果たすべき使命と責務はますます大きくなってきている。
 - ③校舎等の老朽化により、施設・設備等の安全面や機能面の改善を図る必要がある。また、児童が増加している西小学校については、校舎を増築する必要がある。
 - ④機構改革により教育委員会事務局組織が大きく再編する。改革の目的に基づいた政策が展開され、住民サービスの向上を図る必要があるが、想定していない課題が発生することが懸念される。

2. 取組方針
- ①地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、総合教育会議を実施する。協議事項等については町部局と連携し円滑な運営に取り組む。
 - ②教育委員が教育行政にかかわる基本的事項の理解、また、資質向上に取り組んでいく。
 - ③安全性や経済性を踏まえ、学校施設等の計画的な維持管理を実施する。また、西小学校については、令和元年度に教室不足となることから、平成30年度内に増築工事を実施する。
 - ④各課の連携を図るため、定例の調整会議を実施し、課題等が発生した場合は、組織全体として取り組んでいく。

3. 中間レビュー
- ①総合教育会議については、議題となる教育大綱の事務局案を作成した。今後は、会議の日程調整などスケジュール管理を適切に行っていく。
 - ②教育委員活動については、子育て支援や保育の実施などが教育委員会へ事務委任されたことから、今後の施策の参考とするため、認定こども園と町立保育園を研修視察した。
 - ③施設改修工事については、エアコン設置工事や南中学校武道場天井等改修工事設計委託契約を締結した。引き続き計画的に改修工事を実施していく。また、西小学校増築工事については、請負契約を締結し、工期内完成のため関係者との打ち合わせ会議を実施し進捗管理を行っていく。
 - ④各課の連携や事業把握のため、定例の調整会議を実施している。引き続き定例会議を実施し、組織内連携を図っていく。

4. 最終レビュー
- ①次期「大泉町教育大綱」の策定を議題とした総合教育会議を実施した。引き続き総合教育会議を実施し、町長と教育委員会が教育に対する思いを共有し、一体感とスピード感を大切に教育行政の推進に努めていく。
 - ②教育委員研修として、認定こども園 松原幼稚園、町立西保育園の2園を視察し、教育と保育の違いや現状を把握した。今後も教育行政の変化を踏まえた効果的な研修を実施していく。
 - ③8件のエアコン設置工事（特別教室5件、普通教室2件、会議室1件）、南中学校武道場天井等改修工事及び西小学校校舎増築工事については、授業への影響、また、児童生徒への安全を配慮しながら、工期内で完成し、他の工事も含め計画どおりに施設改修工事が実施できた。さらに、西小学校の増築校舎については、内覧会を実施した。
 - ④毎月2回の定例の調整会議を実施し、各課との連携、事業を把握することができた。

5. 所管する主な事務事業

総合計画体系コード	実施計画掲載事業
31206	総合教育会議の運営
31301	施設整備事業(小学校)
31302	施設整備事業(中学校)

部署名	所属長
教育指導課	中本 晋
<p>1. 現状と課題</p> <p>①教職員の指導力向上を図り、質の高い教育を行い子どもたち一人一人の学力向上を図る必要がある。</p> <p>②不登校の未然防止、不登校児童生徒に対する支援及びいじめ防止に向けて、教育委員会、学校、関係機関が連携・協力しながら、子どもたちの状況に応じた指導を行う必要がある。</p> <p>③業務の多忙化を解消し、教職員が児童生徒と向き合える時間を確保するため、業務改善を積極的に進める必要がある。</p> <p>④外国籍児童生徒の編入・転入に対応するために、初歩的な日本語、習慣等の指導を行う必要がある。</p> <p>⑤学校給食費の補助制度の変更に伴い、町の学校給食に対する支援を周知すること及び学校給食費の未納対策を通して、収納率を向上させる必要がある。</p>	
<p>2. 取組方針</p> <p>①全体研修会や主任会議、授業改善実践校の公開授業の参観・協議を通して、教職員の授業改善に対する意識を高揚させ、指導力の向上を図る。 町費補助教職員を活用し、子どもたち一人一人の状況に応じたきめ細やかな指導を図る。</p> <p>②不登校児童生徒支援について、教職員が子どもたち一人一人に寄り添い支援を行いながら「適応指導教室」「スマイル教室」のさらなる活用とこども課との連携強化を図る。 町のいじめ防止基本方針を全教職員が理解し、いじめの未然防止・早期発見・解決を図る。</p> <p>③教育委員会主催の会議、行事、研修会の精選を行い、教職員の業務改善を進め、教職員が児童生徒と向き合える時間を確保する。</p> <p>④外国籍児童生徒の編入・転入に対して、各学校の「日本語学級」を活用し適応指導を図る。</p> <p>⑤町の学校給食費補助について、入学説明会・PTA総会、広報等を使い周知を図る。給食費の未納対応として訪問徴収、申出徴収を行い、収納率の向上を図る。</p>	
<p>3. 中間レビュー</p> <p>①全体研修、授業改善実践校の公開授業など教職員研修を実施した。今後も、学校訪問指導を通して、教職員一人ひとりの指導力向上に取り組む。</p> <p>②学校と保護者の連携をもとに、適応指導教室、スマイル教室が協力し、不登校の子どもたちの支援を行っている。引き続き、子どもにあった多様な支援方法を考え、子どもと保護者を支援する。</p> <p>③業務改善を進めるため、毎月の勤務時間の調査を行い、業務改善を図っている。今後も、勤務時間の適正化に取り組み、教職員が子どもたちと向き合える時間を確保していく。</p> <p>④外国籍児童生徒の編入が続いているが、多言語サロン、日本語学級を中心に、適応指導に取り組んでいる。また、編入の状況を的確に把握し、子どもたちの支援に取り組む。</p> <p>⑤給食費の減額については、入学説明会・PTA総会などを活用し、周知を図った。加えて、給食だよりなどを活用し、町の支援方法について周知を行う。</p>	

4. 最終レビュー

- ①教職員研修、学校訪問指導を通して、教職員の指導力の向上を図ることができた。また、新しい知識が必要とされる労務管理、SNS、LGBTなどについての教職員研修会も実施することができた。
- ②適応指導教室やスマイル教室の活用を図り、不登校児童生徒の支援を行ってきた。児童生徒への支援方法の一つとして、適応指導教室の時間延長を実施することができた。
- ③教職員勤務時間の調査を毎月行い、適正な勤務が行えるように校長会との話し合いを実施し、勤務時間が少しずつ削減されてきた。
- ④外国籍児童生徒の適応に向けて、日本語学級の活用を図ってきた。子ども達一人ひとりの日本語習得に応じた、個別計画を策定し、指導力の向上に取り組むことができた。
- ⑤町の給食に対する支援について、通知や給食だよりを用いて周知を重ね、保護者の認識を深めることができた。

5. 所管する主な事務事業

総合計画体系コード	実施計画掲載事業
31201	学力向上対策推進事業(旧学力向上対策推進事業、旧授業改善推進事業)
31203	小学校英語教育推進事業
31204	日本語指導助手配置事業
31205	臨時補助教職員配置事業
31207	児童生徒居場所作り事業
31208	給食費補助事業
31209	いじめ防止教育推進事業

部署名	所属長
こども課	岩瀬 光裕

1. 現状と課題

- ①多様化する子育てニーズに対応するため、子ども・子育て支援事業計画の進捗管理を行い施策を推進する必要がある。
- ②学童保育については、学童保育利用者の増加が見込まれることから環境整備を図る。
- ③子育て中の保護者の日常生活を支援するファミリー・サポート・センター事業については、会員が安全に相互援助活動ができるように支援する必要がある。
- ④児童虐待については、関係機関と連携を図り、虐待発生の未然防止、早期発見、早期対応を図る必要がある。
- ⑤経済的に厳しいひとり親家庭については、生活の安定と自立を図るための支援が必要である。
- ⑥国では幼児教育の無償化を段階的に進めており、大泉町においても幼児教育を充実させるため、保護者の負担軽減や認定こども園・幼稚園への支援を行う必要がある。

2. 取組方針

- ①子ども・子育て支援事業計画については、計画に基づいて施策の推進を図る。また、令和2年度からの次期計画に向けてアンケートを実施し準備を進めていく。
- ②学童保育については、西小学校校舎と一体化させた学童保育室を建設して、学童保育利用者の増加に対応する。また、指定管理者と連携を図り活動内容の充実に取り組む。
- ③ファミリー・サポート・センター事業については、機能強化のため、事業の周知を図り会員数を増やすとともに、まかせて会員向けの講習会を実施しサポートの充実を図る。
- ④児童虐待については、広報・ホームページや健康診断時に住民への啓発を行い虐待防止の啓発を実施していく。また、要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携し、情報共有を図り要保護児童世帯の見守りを継続して行う。
- ⑤ひとり親家庭の支援については、生活の安定と自立が図れるよう、児童扶養手当や入学及び進学支度金の制度を周知し、支援を行う。また、ハローワークと連携し就労支援相談を実施し就労につなげていく。
- ⑥就学前の子どもたちを育むため、国の方針に基づく各種支援の充実に取り組む。

3. 中間レビュー

- ①子ども・子育て支援事業計画については、計画に基づき各種の施策を実施した。また、次期計画については、子育て支援ニーズ等のアンケートを実施し策定に向けての準備を進めていく。
- ②学童保育については、平成31年4月の開設に向けて学童保育室の建設工事に着手した。教育管理課と連携し、工事の進捗管理を行っていく。
- ③ファミリー・サポート・センター事業については、広報おおいずみや町ホームページにて事業の周知を行った。また、まかせて会員講習会を9月4日から6日間実施し、会員の増加につながった。引き続き会員の資質の向上や会員の増加を図るため、各種事業、講習会を実施していく。
- ④児童虐待防止については、要保護児童対策地域協議会代表者会議を1回、要保護対策実務者会議を2回開催し、関係機関と情報共有を図った。引き続き関係機関と連携を図り要保護児童世帯の見守りを行っていく。
- ⑤ひとり親家庭の支援については、ハローワークと連携し8月に就労相談会を実施した。
- ⑥幼稚園、認定こども園の園児の保護者に対し、施設型給付費による支援を行った。

4. 最終レビュー

- ①子ども・子育て支援事業計画については、計画に基づき各種の施策を実施したほか、次期計画の策定に向けて子育て支援ニーズ等のアンケート調査を実施した。
- ②学童保育については、西小学校校舎と一体化した学童保育室を整備した。
- ③ファミリー・サポート・センター事業については、まかせて会員向けの講習会を実施した結果、会員数は86人(前年度比4人増)となった。
- ④児童虐待防止については、関係機関と情報共有を図ったほか、さまざまな機会を捉えて虐待防止の啓発を行った。
- ⑤ひとり親家庭の支援については、ハローワークと連携し就労相談会を2回開催し1人を就労につなげた。また、小学校入学者と中学校進学者に対して支度金の支給を入学前に行い支援の充実を図った。
- ⑥幼稚園、こども園の園児の保護者に対し施設型給付費の支給を行い経済的負担の軽減を図った。

5. 所管する主な事務事業

総合計画体系コード	実施計画掲載事業
31101	1号認定者施設型給付費支給事業
42301	大泉町ファミリー・サポート・センター運営事業
42302	緊急一時保育事業費補助事業
42303	地域子育て支援センター事業
42304	学童保育学習サポート事業
42305	世代間交流事業(児童健全育成事業)
42306	第3子以降保育料免除事業
42307	土曜一日保育事業(保育園管理運営事業)

部署名	所属長
生涯学習課	関本 寿雄

1. 現状と課題

- ①生涯学習については、「地域を担うひとづくり」を目指し、人材の確保と育成に取り組み、住民自らが学んだ知識や技能を活用し、家庭や地域の教育力の向上に寄与できるような生涯学習を推進する必要がある。
- ②青少年の健全育成については、引き続き、家庭、学校、地域、関係機関・団体などが相互に連携した運動を推進し、青少年の豊かな人間性の育成を図る必要がある。
- ③人権教育については、「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」、「人権教育・啓発に関する基本計画」等に基づき、あらゆる社会教育活動の場を通して人権教育・啓発に取り組み、人権が擁護されたまちづくりを推進する必要がある。
- ④「スポーツ事業」の円滑な運営・実施を通して、その振興とスポーツに親しむ環境づくり、そして町民皆スポーツの実現と併せ、地域住民の健康増進を推進していく必要がある。
- ⑤スポーツ及び文化振興の活動拠点である文化施設ならびに社会体育施設の利用促進を図るとともに、その基本となる環境の整備を効率的かつ計画的に行っていく必要がある。
- ⑥平成29年度に引き続き、(公益財団法人)大泉町スポーツ文化振興事業団の指定管理者としての事業検証を行い、町民に対して更なるサービスの充実を図るとともに、施設のハード面と併せ、ソフト面の充実を図っていく必要がある。
- ⑦町内における公共開発の実施を想定し、調査工程の早期完了にむけた関係課との事前協議や情報交換が必要である。また、コスト面を含む効率的な埋蔵文化財整理事業の実施に向けて、事前準備の実施が必要である。
- ⑧町発足60周年という一つの区切りを終え、「ふるさと大泉」を再考する機会の提供が必要である。

2. 取組方針

- ①生涯学習については、公民館や図書館等を拠点として、生涯にわたる多様な「学び」を提供し、誰もが自主性、創造性を発揮できる主体的な学習活動の充実を図る。また、住民自らが学んだ成果を適切にいかせるよう、社会教育指導者の育成・活用や地域公民館をはじめ、各種団体・サークルなどの自主活動の支援に取り組む。
- ②青少年の健全育成については、関係機関や青少年関係団体との連携を強化し、社会環境の改善・浄化活動を推進する。また、青少年のリーダーの育成と活動機会の提供に取り組む。
平成29年10月に開設した「放課後子ども教室」については、随時内容等を検証し、必要に応じて見直すなど改善を図りながら事業を実施するとともに、他の小学校施設で開設する場合の課題や問題点などを把握し、実現に向け検討していく。
- ③人権教育については、様々な社会教育活動の場の人権に関する学習機会を設け、人権教育・啓発の取り組みを進める。また、地域で行う各種交流活動や人権学習会を積極的に支援し、地域住民の人権意識の高揚を図る。
- ④「スポーツ事業」については、毎年5月に開催されている「東毛地区中学校競技大会」において、バドミントン及びテニスの競技時間等の遅滞改善をはじめ、「スポーツレクリエーション祭」における導入種目の周知方法及び会場場所等を含めた改善、「町民体育祭」における新アトラクション及び障害者種目の検討を行い、更なる「町民皆スポーツ」の実現を図る。
- ⑤スポーツ及び文化の振興において、利用者の支障にならないよう、施設の利用促進も想定したうえで、指定管理者との協議・調整を図り、工事の実施時期等についての詳細を決定していく。
- ⑥事業等の「業務検証」を行い、次期(令和2年度以降の)指定管理者審議・選定の参考としていく。
- ⑦文化財保護については、城之内地内における道路新設等に伴う公共開発工事に先立ち、関係各課との情報交換及び確認調査等の実施に向けて協議を行っていく。また「専光寺付近遺跡」の埋蔵文化財委託整理事業の実施において、迅速かつ効率的、費用的な観点から、下半期以降の民間組織への委託を想定し、写真や図面、台帳等の成果品を把握するとともに、資料の基礎的整理等の事前準備を進めていく。
- ⑧町発足60周年を記念して製作した「ウォーキングマップ」を活用し、町民の健康増進と併せ、町の再発見を想定した新事業を計画・実施する。

3. 中間レビュー

- ①生涯学習については、公民館・図書館各施設の特性を活かし、住民のニーズに沿った多様な学習機会を提供するとともに主体的継続的な学習に結びつくような取組を行っている。また、自ら社会活動に参加できることを考える講座や活動に関心のある大人に対する放課後子ども教室の見学会など、社会活動・地域活動への参加の促進に取り組んでいる。引き続き各種団体・サークルなどの自主活動の支援を行うとともに、住民の学習意欲を高める学習機会を提供していく。
- ②青少年の健全育成については、関係機関・団体と相互に連携し、大人が青少年に対する理解と関心を深める取組を行うとともに、携帯端末・インターネットの適正利用教育を促進している。また、放課後子ども教室などを通して、子ども達が地域住民との交流や様々な体験活動をする場を提供している。今後、放課後子ども教室の実施場所の拡大に向けて計画的な整備を図っていく。
- ③人権教育については、地域での人権教育啓発活動を促進し、異なる世代・価値観を持つ住民が身近に人権感覚を意識できる機会を設けるよう取り組んでいる。今後、引き続き地域での活動の促進を行うとともに各種講座など人権に対する学習機会を提供し、教育及び啓発活動を推進していく。
- ④「東毛地区中学校競技大会」については、5月19日(土)、20日(日)、26日(土)の3日間にて、無事終了した。バドミントンについては、競技内容の変更により競技時間の短縮が図られ、生徒の帰宅時間の改善が図られた。テニスについては、悪天候による開始時間の遅れから、結果的に時間の短縮改善にはつながらず、駐車場問題も解決には至らなかった。「スポレク祭」については、9月2日(日)開催した。児童館への事前周知活動や外国人学校への周知も行い、雨天中止となった競技があったにもかかわらず、昨年並みの718人の参加となり、「町民皆スポーツの実現」につながった。なお「町民体育祭」については、各団体を集めた会議も順次終了し、昼休み中の「アトラクション」の実施構想も含め、現在、準備を進めている。
- ⑤文化むら工事については、7月に大ホール棟・排水ポンプ修繕を完了した。その他2件(ワイヤーロープ交換工事及び防災監視盤更新工事)については、契約の締結に至りほぼ予定どおりの進捗状況である。
- ⑥指定管理者の「事業検証」については、昨年度に引き続き、指定管理者である(公財)大泉町スポーツ文化振興事業団が実施する「文化振興及びスポーツ振興」に係る事業検証を継続実施中である。
- ⑦発掘調査については、担当課との協議・調整を図ったうえで、8月1日、2日の2日間、新設道路建設(城之内地内)に伴う確認調査を実施し、町史跡・小泉城跡に抵触する部分の調査方法を現在検討中である。また、埋蔵文化財整理事業については、委託業者の選定も終了し、9月期末に契約を締結した。10月期に予定する出土資料等の搬出作業に向けての準備を進めている。
- ⑧「(新)ウォーキング事業」については、10月27日(土)の開催に向けてルートを選択し、広報による事業の周知を行った。現在、参加者募集中である。

4. 最終レビュー

- ①生涯学習については、公民館や図書館等を拠点として、住民のニーズに沿った多様な学習機会を提供するとともに、講座内容と連動した情報提供や働きかけを相互に連携して行い、住民の主體的・継続的な学習に結びつく取り組みを行った。また、自ら地域活動や社会活動に関わることを考える講座や放課後子ども教室の見学会を行い、新規スタッフを増やすほか、活動サークルに提案してサークル体験会を行うなど、地域活動・社会活動への参加促進や団体・サークル活動への支援を行うなどの新たな試みも行った。
- ②青少年の健全育成については、関係機関・団体の相互の意見・情報交換の機会を設け、相互の情報共有・連携を高めることができた。青少年・大人に対しては、引き続きセーフネット標語「おぜのかみさま」の啓発活動を実施するなど、インターネットの適正利用教育を促進した。また、「放課後子ども教室」については、継続して活動する中で運営スタッフの意欲や、学校・児童館の活動に対する理解が高まり、相互に情報交換や協議を行いながら円滑な運営を行うことができ、新年度の新規開設につながることができた。
- ③人権教育については、集客力のある著名な有識者を講師に選定するなど、より多くの住民が人権について考える機会を提供した。また、パラリンピックの歴史からさまざまな人権問題の課題提起や克服の過程を学習する講座を開催し、地域や企業等における指導者の養成に取り組んだ。また、世界人権宣言70周年にちなんだ周知・啓発を行うなど、工夫を重ねながら人権が擁護されたまちづくりの推進に取り組んだ。
- ④「スポーツ事業の円滑な運営」については、「東毛地区大会」において、時間短縮が図られた競技もあったが、駐車場問題については解消できなかった。「スポレク祭」については、雨天による中止競技があり、参加人数の若干の減少もみられたが、児童館での体験教室の効果もあり多くの子どもの参加があった。「町民体育祭」については、昼休みの新規アトラクションとして地元企業のスポーツチームとの「綱引き」を行い、選手とのふれ合いと併せチームの周知を図った。
- ⑤平成30年度に予定した施設改修工事は、施設の利用状況を考慮しながら進め、全て終了した。「大ホール棟・排水ポンプ」は6月、「大ホール・防災監視盤」は10月、「定期報告指摘箇所(4カ所)」は2月、「大・小ホール吊物ワイヤーロープ」は3月に終了した。
- ⑥指定管理者の「事業検証」については、指定管理者が行うスポーツ及び文化事業を対象に年間をとおし実施した。
- ⑦道路建設に伴う埋蔵文化財発掘調査については、確認調査の結果を踏まえ、本調査実施に向けて関係課との調整を図った。「専光寺付近遺跡」の委託整理事業については、10月1日に契約締結し、11月13日に同遺物等の搬出作業を行い、専門業者による民間委託整理事業に着手した。
- ⑧「歴史ウォーキング事業」については、雨天の影響もあり定数25人のところ13人の参加ではあったが、町の歴史や文化に触れ『幻の路線探訪コース』を散策し町の再発見と健康増進につなげることができた。

5. 所管する主な事務事業

総合計画体系コード	実施計画掲載事業
31102	就学前家庭教育学級事業
31103	ブックスタート事業
32101	高齢者学習活動事業
32102	小学校家庭教育学級事業
32103	生涯学習関連講座事業(地域社会講座)
32104	成人学習事業
32105	子ども学習事業
32201	成人式典事業
32202	青少年健全育成事業
32203	生涯学習関連講座事業(指導者養成講座)
33101	町民スポーツ・レクリエーション祭事業
33201	文化むら施設管理事業
33301	埋蔵文化財整理事業
62402	町ぐるみ人権教育推進事業